

令和 3 年度版 中 小 企 業 経 営 支 援 施 策 概 要

[県・公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センターの施策]

○県や国の補助金や経営セミナー等、皆様のお役に立つ最新情報をタイムリーかつ定期的（毎週水曜日）にメール配信していますので、メールマガジンに是非、ご登録ください。

☆登録方法：メールのタイトル又は本文に「メルマガ配信希望」と記載の上、shoko@pref.aomori.lg.jp までメールをお送りください。

☆この資料は、以下の URL からダウンロードできます。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/siensesakugaiyo.html>

○支援施策はあおもり事業者支援情報ポータル「あおビズサーチ」でも情報発信しています。



青 森 県 商 工 労 働 部

最終稿(2021. 5. 21)

目次・インデックス

目的 施策名		経営一般		創業・経営革新			技術・商品開発				販 売		人 財 財 材 確 保	企 業 再 生	東 日 本 大 震 災	新 型 コ ロ ナ ウ ィ ル ス
		新 設 備 導 入	へ 経 営 環 境 変 化 対 応	創 業 ・ 起 業	事 業 承 継	経 営 革 新	新 分 野 進 出	地 域 資 源 活 用	技 術 開 発	特 許 権 の 活 用	取 販 引 路 拡 開	海 外 展 開				
I 融資関係																
1 青森県特別保証融資制度																
「選ばれる青森」への挑戦資金		1	●		●	●	●	●	●	●		●	●			●
経営安定化サポート資金		5		●										●		●
事業活動応援資金		7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
経営力強化対策資金		9		●										●		●
II 補助金関係																
1 中小企業等事業再構築促進事業費補助金		11	●					●								
2 起業支援金（あおもり移住支援事業）		11			●											
3 プロフェッショナル人材誘致促進事業費補助金		12											●			
4 青森県産業立地促進費補助金		13	●					●		●			●			
5 医福工連携製品開発事業費補助金		14						●	●	●						
6 弘前大学C O I 二次参画企業社会実装実証事業		14						●	●	●		●				
7 りんご機能性ライフ系プロダクト海外展開促進事業費補助金		14						●	●	●		●	●			
8 Q O L 向上に向けたヘルスケアサービス実証事業		15						●	●	●						
9 移住支援金（あおもり移住支援事業）		16											●			
10 青森県U I J ターン還流促進交通費助成		17											●			
11 八戸コンテナ新規貨物集貨促進事業費補助金		17							●			●	●			
12 観光コンテンツパワーアップ推進事業（補助金）		18						●	●							
13 青森県輸出市場販路開拓・拡大支援事業費補助金		18											●			
14 新事業展開等促進補助事業		19			●		●	●	●	●		●				
15 青森県戦略的ものづくり先進技術事業化支援事業補助金		19								●	●					
III 情報提供・相談・専門家派遣等																
1 省エネ対策によるコスト削減をしたいとき		20	●					●								
2 青森県特別保証融資制度を利用したいとき		20	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
3 創業・起業支援に関する相談（創業支援拠点）		21			●			●	●							
4 農商工連携による取組に対する専門家派遣事業		22						●	●	●	●		●			
5 テレワークの導入に関する相談		22						●	●				●			
6 新事業等創出に関する相談をしたいとき		22						●	●	●						
7 知的財産に関する相談等をしたいとき（青森県知的財産支援センター）		23						●			●	●				
8 人材確保に関する相談等をしたいとき（あおもり人材確保推進センター）		24												●		
9 あおもり食品産業強化サポート事業（農商工連携食産業づくり相談窓口）		24							●	●	●					
10 あおもり食品産業強化サポート事業（A B C（あおもり食品ビジネスチャレンジ）相談会）		25							●	●	●		●			
11 新分野進出相談窓口		26	●	●		●	●	●	●	●		●		●	●	
12 観光コンテンツパワーアップ推進事業（アドバイザー派遣）		26						●	●							
13 海外ビジネス展開に関する相談等をしたいとき		27											●			
14 経営等に関するワンストップ総合相談窓口（青森県よろず支援拠点）		27	●		●		●	●	●	●		●				
15 新たな販路開拓に関する相談をしたいとき		28										●				
16 専門家派遣事業		28	●		●		●	●	●	●	●	●				
17 下請取引に関する斡旋を受けたり、相談等をしたいとき		28										●				
18 事業承継に関する相談をしたいとき		28				●										
19 青森県中小企業再生支援協議会事業		29													●	
20 青森県経営改善支援センター事業		29													●	

施策名	頁	目的	経営一般		創業・経営革新			技術・商品開発				販 売		人財 財 材 確 保 成 育 生 産	企 業 業 再 生	東 日 本 大 震 災	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス
			新 設 備 導 入	へ の 対 応 化	創 業 ・ 起 業 承 継	事 業 承 継	経 営 革 新	新 分 野 進 出	地 域 資 源 活 用	技 術 開 発	特 許 権 の 活 用	取 引 路 開 拓	海 外 展 開				
Ⅳ セミナー・研修・イベント等																	
1 起業家育成研修事業	30				●												
2 医療・介護現場ニーズ勉強会	30							●					●				
3 機能性表示食品開発推進事業	30							●	●								
4 地域ビジネスデジタル化促進事業	31							●	●	●							
5 知財活用弁理士等派遣事業	31						●			●	●		●				
6 知財活用人材育成強化推進事業（J-PlatPat講座）	31										●		●				
7 知財活用人材育成強化推進事業（知財総合講座）	32										●		●				
8 知財活用サロンの開催	32						●	●	●	●	●						
9 あおもり産学官金連携による新ビジネス創発支援事業（認知度向上支援）	32								●	●	●						
10 在職者訓練	33												●				
11 U I J ターン就職促進加速化事業	33												●				
12 戦略的リクルーティング推進事業	34												●				
13 若年者の県内定着促進事業	34												●				
14 あおもり I C T 施工推進事業	35	●					●						●				
15 建設技能労働者育成支援事業	35					●	●						●				
16 2021「青森の正直」商談会	36											●					
17 風力発電関連業担い手育成事業	36								●	●			●				
18 原子力関連研修	37												●				
19 中南地域ものづくり企業等若手人材確保事業	37												●				
20 女子力を活用した「三八の就域モデル」構築支援事業	38												●				
21 産学官金連携人材育成支援事業	38												●				
Ⅴ その他																	
1 本社機能の移転・拡充に対する支援	39	●											●				
2 E C サイト活用事業者支援事業費	39											●					
3 ものづくり企業スマート化促進事業	40	●					●										
4 地域事業承継促進・後継者育成事業	40						●										
5 創業・起業スタートアップ支援事業	41						●			●	●						
6 事業承継税制・金融支援・経営承認借換関連保証の認定	42						●										
7 レッツ B u y あおもり新商品認定事業	42								●				●				
8 台湾ビジネス交流リスタート事業	43								●	●				●			
9 デザイン等知的財活用製品開発促進事業	43								●	●	●	●	●	●			
10 新事業等創出セミナー開催事業	43								●	●	●	●	●				
11 青森県内企業と台湾企業とのビジネス交流スタートアップ交流	44								●		●		●				
12 台湾連携ものづくり・新ビジネス創出事業	44								●		●		●				
13 テレワーク普及促進事業	45							●	●					●			
14 地域ビジネスデジタル化促進事業	45								●	●	●						
15 あおもり超スマート社会形成推進事業	45								●		●						
16 産地で作る冷凍食品産業振興事業	46								●	●	●						
17 ニーズ対応型フローズンフーズ創出事業	46								●	●	●						
18 あおもり食品産業強化サポート事業（ビジネスチャンス拡大対策）	47									●			●				
19 トップブランド商品創出事業	47									●							
20 企業の産業参入に対する支援	48		●				●	●									
21 東アジアDX対応型輸出拡大支援事業	48													●			
22 韓国誘客対策強化事業	48													●			
23 あおもりビジネス海外展開推進事業	49													●			
24 東南アジア有望市場販路拡大事業	49													●			
25 中小企業経営革新支援事業	50							●	●			●		●			

[illegible]

I 融資関係

1 青森県特別保証融資制度

「選ばれる青森」への挑戦資金のご案内

■「選ばれる青森」への挑戦資金とは

「選ばれる青森」への挑戦資金は、創業や新商品開発、雇用の創出など、県が推進する前向きな取り組みを行う県内中小企業者を支援する特別保証融資制度です。この制度を活用することにより、長期かつ低利（固定）での資金調達が可能となります。

■ご利用いただける方

県内に事業所を有する中小企業者（創業する者を含む。）で、次のいずれかに該当する事業を行う方（※）

- (1) 県内で中小企業者として創業する（創業後5年未満の中小企業者を含む。）事業
 - (2) 県の推進する戦略等に基づく重点推進分野（次のいずれかに該当するもの）に属する事業
 - ① エネルギー関連産業（再生可能エネルギーのメンテナンス事業等（売電事業を除く。））
 - ② 農工ベストミックス型産業（バイオマス資源活用、県産資源を活用した機能性食品開発、食産業と流通業の連携等）
 - ③ 医療・健康福祉関連産業（医工連携分野、サービス分野、プロダクト分野）
 - ④ 次世代環境自動車関連産業（電気自動車や燃料電池車など次世代環境自動車関連産業分野）
 - ⑤ 知的財産を活用した企業経営に取り組む事業（自社の特許権、実用新案権、意匠権、商標権や開放特許の活用）
 - ⑥ 外貨獲得に向け、輸出をはじめとした海外ビジネス展開を図る事業
 - ⑦ 観光客等交流人口の増加に伴う経済効果の県内への波及に資すると認められる事業
 - (3) 空き店舗活用による地域商店街活性化への取り組み（市町村の認定を受けたもの、空き店舗活用チャレンジ融資）
 - (4) 法令等に基づく認定又は国や県等による補助等の採択を受けた事業（次のいずれかに該当するもの）
 - ① 法律の規定により行政庁の認定（承認を含む。）を受けた事業計画に基づいて行う事業（例：経営革新計画）
 - ② 法律の規定により行政庁の認定を受けた事業計画の区域又は施設内において、計画の趣旨に沿って行う事業（例：あおもり生業づくり復興特区）
 - ③ 県の登録事業等に係る要綱等に基づいて認定又は登録を受けた方が、当該登録事業等の趣旨に沿って行う事業（例：青森県健康経営認定制度、環境認証取得又は省エネルギー診断制度）
 - ④ 国や県等が直接実施する補助等事業や、行政庁から委託を受けた財団法人等が実施する補助等事業において採択等された計画事業（例：21あおもり未来チャレンジ助成事業、専門家派遣事業により設備の導入を行う事業）
 - (5) 新分野進出を図る取組み
 - (6) 新商品、新役務又は新技術等の開発及び事業化を行うための取組み
 - (7)・(8) 再生可能エネルギー（風力、太陽光など）発電設備の導入に係る事業
 - (9) 常時使用する従業員を新たに2人（一定の要件*に該当する場合は1人）以上雇用する計画を有する事業
*新規卒卒者、障害者、中高年非自発的離職者、新型コロナウイルス感染症関連離職者である場合又は小規模企業者が雇用する場合が対象
 - (10) 先端設備又は生産ライン等の改善に資する設備の導入などの生産性向上を図る事業
 - (11) 職場環境の整備や育児休業取得の支援などの働き方改革を推進する取組
 - (12) AI・IoT等を活用し経営革新等を図る取組
 - (13) SDGs（持続可能な開発目標）の達成に資する取組
 - (14) 事業承継枠
 - ① 存続見通しがつかない事業者から事業資産の譲渡等により事業基盤の全部又は一部を承継するもの
 - ② 事業承継の計画作成、又は計画実行のために資金を要するもの（事業承継後5年以内の者を含む）
 - ③ 事業承継特別保証を利用するもの
 - ④ 事業承継特別保証を利用し、経営者保証コーディネーターによる確認を受けたもの
 - ⑤ 経営承継借換関連保証を利用するもの
 - (15) 地方創生又は地域密着に資するものとして、各取扱金融機関が提案し、県が承認した事業
*詳しくは『「選ばれる青森」への挑戦資金～金融機関提案枠のご案内～』をご覧ください。
- （※）「選ばれる青森」への挑戦資金の要綱に定める目的に沿うものと認められないものについては、融資対象から除外されます（例：主たる収入が給与所得、役員報酬又は年金等である者が行う一般居住用の賃貸住宅に係る事業）。

■制度の特徴

- 中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際に、青森県信用保証協会が公的な保証人となることで、スムーズな資金調達ができます。
- 県が貸付原資の一部を金融機関に預託することにより、融資利率を軽減しています。
- 県では、当制度（一部*を除く）の利用者に対する信用保証料の一定割合を補助し、利用者の負担を軽減しています。
*（3）、（9）、（12）、（13）及び太陽光発電設備の導入に係る事業は補助対象となりません。（10）は生産性向上特別措置法による先端設備等導入計画を策定し、市町村の認定を受けた場合に限り、（11）は「働き方改革推進企業認証制度」の認証を受けている場合に限り、（14）は④及び⑤の場合に限り、補助対象となります。
- 市町村では、当制度の利用者に対する利子又は信用保証料の一部を補給し、利用者の負担を軽減しています。

※融資条件等については、次ページをご覧ください→

■融資条件等

融資対象 条件	(1)～(6)	(7)・(8)	(9)～(13)	(14)			(15)
				①・②	③・④	⑤	
融 資 限 度 額	各 1 億円	4.8 億円	各 1 億円	1 億円		1 億円	1 億円
資 金 使 途 (注 1)	運転資金、設備資金			運転資金 設備資金	運転資金 設備資金 既往借入金 の返済資金	既往借入金 の返済資金	運転資金 設備資金
融 資 利 率 【固定利率】 (注 2、3)	年 1.1 % ※(1)について、若者、女性、シニア、U I J ターンによる創業の場合は、年 0.9 % ※(1)について、創業支援事業計画に基づいて県内市町村が設置する創業相談窓口の利用が確認できる者については、年 1.0 % ※(1)～(8)について、融資対象(9)の雇用条件も同時に満たす場合は、年 0.9 % (3 人以上雇用する場合は、年 0.7 %) ※(1)～(13)について、三者連携協定 (21 あおもり産業総合支援センター、青森県産業技術センター、青森県信用保証協会) に関する融資については、年 1.0 %			金融機関所定利率－0.8 % (下限 1.6 %) 「経営力向上割引」を利用する場合、さらに年 0.5 %軽減されます。			上限 年 1.1 %
融 資 期 間 (うち、据置期間)	運転 10 年以内 (2 年以内)、 設備 15 年以内 (3 年以内) ※雇用を条件とする場合は融資期間を 1 年以上とする。			10 年以内 (1 年以内)			運転 10 年以内 (2 年以内) 設備 15 年以内 (3 年以内)
融 資 形 式	手形貸付、証書貸付 ※雇用を条件とする場合は証書貸付のみ。						
信 用 保 証 料 (注 4)	原則年 0.45 %～1.90 % (14)④及び⑤で経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合については、 年 0.20 %～1.15 %						
保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません (14)③・④・⑤については、保証人を徴求しません						
物 的 担 保	必要に応じ徴求						
取扱金融機関	県内に本店又は支店を有する金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)						

(注 1) 2(14)③及び④については、保証人 (個人に限る) を提供している既往借入金を本制度の融資金で返済 (借換え) することができます。ただし、ニューマネー (増額借換を含む。) については、信用保証協会の保証申込受付日から 3 年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人に限ります。

2(14)⑤については、保証人 (個人に限る) を提供している既往借入金を本制度の融資金で返済 (借換え) することができます。

(注 2) 雇用を条件とする場合は、融資の際に以下の事項をお約束いただき、実行していただきます。なお、雇用の条件を満たさない場合や報告を怠った場合は、当初の融資利率を変更 (引上げ) しますのでご注意ください。

- ① 融資実行後原則 6 ヶ月以内に所要人数を雇用し、かつ、1 年以上継続して雇用すること
(雇用した者が 1 年経過前に自己都合等により退職した場合は、すみやかに後任の者を雇用すること)
- ② 期間の定めのない正社員として雇用し、法律上義務のある労働保険及び健康保険に加入させること
- ③ 雇用を開始したとき、及び雇用開始から 1 年経過したとき、県に対して雇用状況を報告すること

(注 3) 「経営力向上割引」は、融資を行った金融機関に対して、融資実行後も定期的に経営状況を報告 (四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出) することを条件に、所定の融資利率から年 0.5 %割引く制度です。

この制度を活用することにより、中小企業者は金融機関から定期的に指導・助言を受けつつ、自社の経営状況をより的確に把握でき、経営力の向上を図ることができます。

ご利用にあたっては、融資を申し込む際に、取扱金融機関に対し利用を希望する旨を伝え、所定の様式 (確認書) を提出してください。

なお、特別な理由なく金融機関に対する四半期ごとの報告を怠った場合、割引の適用除外により、追加負担を生じる場合があります。

(注 4) 県では信用保証料の 30 %又は 40 %の補助を行っています。(一部は補助対象外。表面「制度の特徴をご参照ください。') なお、補助の対象となる融資額は 5,000 万円までとなります。

また、各市町村では、利子の一部補給又は信用保証料の一部補給を行っています。具体的な条件等については各市町村商工担当課又は取扱金融機関の窓口でご確認ください。

■融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。
(空き店舗活用チャレンジ融資のみ、事前に市町村の認定が必要となります。)



※融資にあたっては、金融機関及び保証協会が審査を行います。(審査の結果、ご希望に添えない場合があります。)
※ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

■お問い合わせ先

- 青森県信用保証協会 電話 017-723-1354 (保証業務課)
- 青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368
- 青森県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

「選ばれる青森」への挑戦資金

～金融機関提案枠のご案内～

地方創生や地域に密着した金融事業の推進のため、金融機関提案型による融資を「選ばれる青森」への挑戦資金の融資項目として実施しています。

県、金融機関、保証協会が連携し、各金融機関が「地方創生」又は「地域密着」をキーワードに独自開発したメニューを提供します。

○地域の医療・介護産業や地域資源活用の支援、経営改善・生産性向上のサポート、女性の活躍応援等、様々な前向き資金のニーズに対応しています。

○所定の保証料率（0.45～1.90％）に対する30％を県が補助します。また、1千万円を超える設備資金については、県が40％補助するほか、青森県信用保証協会による保証料率の10％割引により、事業者の保証料負担は50％まで軽減されます。

（※）補助の対象となる融資額は5,000万円までとなります。

○継続的な情報提供や専門的なアドバイス等、融資後についても金融機関によるフォローを受けることができます。

■令和3年度「金融機関提案枠」融資概要と融資メニュー一覧

【融資限度額】1億円 【融資期間】運転10年以内(据置2年以内)、設備15年以内(据置3年以内)

金融機関名	資金名	融資対象	融資利率
青森銀行	あおぎん「未来応援」	経営改善・生産性向上ニーズを有する 県内中小企業	1.1% 【優遇利率あり】 同行が斡旋する「商談会」・セミナーに 参加する場合:1.0%
みちのく銀行	成長サポート資金	青森県内で創業し、創業後6年～10年目を 迎え、更なる成長ステージを目指す者	1.1%
みちのく銀行	チャレンジ応援資金	青森県内の企業で外部専門家と連携のもと 経営改善・生産性向上に取り組む者	1.1%
岩手銀行	進出企業サポート資金	県外から進出した中小企業者(県外から進出 しようとする中小企業者を含む)が実施する事業	1.1%
東北銀行	地域資源を活用した事業 化支援資金	地域資源を有効活用した事業創出に取り組む者	1.1%
東北銀行	地域医療・ 介護支援資金	医療・介護事業の拡大及び創業	1.1%
青い森信用金庫	女性活躍応援資金	女性が代表者の法人及び個人事業主 (創業及び創業から5年以内の者を除く)	1.1%

※上記は、各融資メニューの概要です。詳細は各金融機関にお問い合わせください。

※融資の手続や保証料率等については、従来の「選ばれる青森」への挑戦資金の規定に準じます。詳しくは同資金のチラシをご覧ください。

■お問い合わせ先

○青森県信用保証協会 電話 017-723-1354（保証業務課）

○青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368

○青森県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

経営安定化サポート資金のご案内

■経営安定化サポート資金とは

取引先企業の倒産、不況、災害などにより、経営の安定に支障を生じている県内中小企業者の資金繰りを支援する特別保証融資制度です。

この制度を活用することにより、急激な売上減少や突発的災害等に直面したときに、当面の運転資金を確保し、資金繰りの安定を図ることができます。

■ご利用いただける方

原則として県内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する方

(1) 連鎖倒産枠

倒産企業に対し売掛債権等を有する方又は倒産企業との取引依存度が10%以上の方

(2) 経営安定枠 以下①～④のいずれかに該当する方

- ① 最近3か月間の売上高又は受注高若しくは経常利益（以下「売上高等」という。）が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少している方
- ② 売掛債権回収の長期化や回収不能又はその他の事由により経営の安定に支障を生じている方
- ③ 原油価格の上昇により事業活動に影響を受けており、最近3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少している方
- ④ 原油価格の上昇により事業活動に影響を受けており、最近1か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少することが見込まれる方

(3) 災害枠

県が指定する災害等により経営の安定に支障を生じている方（事業開始後1年未満の方を含む）

※県が指定する災害等として「令和2年新型コロナウイルス感染症」を指定

(4) 事業再生枠

金融機関や再生支援機関等の支援が得られており、事業の再建に合理的見通しが認められるものとして、法的な再建手続きを行い又は再生支援機関等の指導等を受けて事業再生を図る方

■制度の特徴

- 中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際に、青森県信用保証協会が公的な保証人となることで、スムーズな資金調達ができます。
- 県が貸付原資の一部を金融機関に預託することにより、融資利率を軽減しています。
- 「経営力向上割引制度」を利用することで、さらに融資利率を軽減することができます。
- 一部市町村では、当制度の利用者に対する利子の一部を補給又は信用保証料の一部を補給し、利用者の負担を軽減しています。

※融資条件等については、次ページをご覧ください→

■融資条件等

条件 \ 枠	連鎖倒産枠	経営安定枠	災害枠 (県指定)	事業再生枠
融資限度額	3千万円	4千万円	3千万円	3千万円
資金使途	運転資金		運転資金、設備資金	
融資利率 【固定利率】 (注1,2)	金融機関所定利率－0.8%(下限1.6%) 「経営力向上割引」を利用する場合、 さらに年0.5%軽減されます。		0.9%又は1.1% (注3)	金融機関所定利率 ※「経営力向上割引」利用可
融資期間 (うち、据置期間)	10年以内(2年以内)			
融資形式	手形貸付、証書貸付			
信用保証料 (注2)	原則年0.45%～1.90% (セーフティネット保証等、特例保証に該当する場合は、当該保証に応じた保証協会所定の料率)			
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません			
物的担保	必要に応じ徴求			
取扱金融機関	県内に本店又は支店を有する金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)			

(注1)「経営力向上割引」は、融資を行った金融機関に対して、融資実行後も定期的に経営状況を報告(四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出)することを条件に、所定の融資利率から年0.5%割引く制度です。

この制度を活用することにより、中小企業者は金融機関から定期的に指導・助言を受けつつ、自社の経営状況をより的確に把握でき、経営力の向上を図ることができます。

ご利用にあたっては、融資を申し込む際に、取扱金融機関に対し利用を希望する旨を伝え、所定の様式(確認書)を提出してください。

なお、特別な理由なく金融機関に対する四半期ごとの報告を怠った場合、割引の適用除外により、追加負担を生じる場合があります。

(注2) 下記市町村では、利子の一部補給又は信用保証料の一部補給を行っています。具体的な条件等については、各市町村商工担当課または取扱金融機関の窓口でご確認ください。

◇該当市町村(令和3年4月1日現在:29市町村)

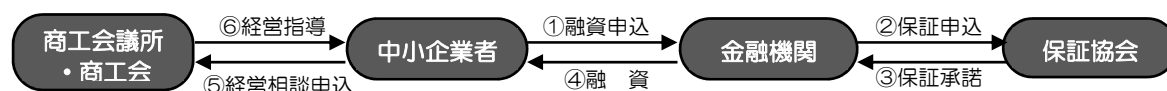
青森市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、つがる市、平川市、今別町、外ヶ浜町、鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、板柳町、中泊町、七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、南部町、階上町

(注3) 融資期間が3年以内の場合は年0.9%(固定)、融資期間が3年以上の場合は年1.1%(固定)となります。

■融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。

融資実行後に、商工会議所又は商工会による経営指導を受けてください。



※推薦書は融資の実行をお約束するものではありません。

※融資にあたっては、金融機関及び保証協会が審査を行います。(審査の結果、ご希望に添えない場合があります。)

※ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

■お問い合わせ先

○青森県信用保証協会

電話 017-723-1354(保証業務課)

○青森県商工政策課商工金融グループ

電話 017-734-9368

○青森県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

事業活動応援資金のご案内

■事業活動応援資金とは

県内中小企業者が一般的な事業資金を調達するにあたり、通常の手続きによるもののほか、売掛債権等の流動資産を担保とした融資、さらには廃業歴のある方の再チャレンジなど、さまざまな状況に対応可能な融資制度です。

■ご利用いただける方

県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当する方

(1) 事業活動枠

事業活動に必要な資金（設備資金、運転資金）の調達を図る方

(2) 流動資産担保枠

1年以上同一事業を営んでおり、取引先事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する方（棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。）

(3) 再チャレンジ枠

廃業歴等がある方で、起業に再チャレンジする方

（信用保証協会が求償権を有する場合には、求償権消滅保証に該当する場合に限る。）

■制度の特徴

- 中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際に、青森県信用保証協会が公的な保証人となることで、スムーズな資金調達ができます。
- 県が貸付原資の一部を金融機関に預託することにより、融資利率を軽減しています。
- 「経営力向上割引制度」を利用することで、さらに融資利率を軽減することができます。
- 一部市町村では、当制度の利用者に対する信用保証料を一部補給し、利用者の負担を軽減しています。

■融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。



※融資にあたっては、金融機関及び保証協会が審査を行います。

（審査の結果、ご希望に添えない場合があります。）

※ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

※融資条件等については、次ページをご覧ください→

■融資条件等

条件 \ 枠	事業活動枠	流動資産担保枠	再チャレンジ枠
融 資 限 度 額	1 億円	3 千万円	1 千万円
資 金 使 途	運転資金、設備資金		
融 資 利 率 (注 1)	金融機関所定利率－0.3%（上限2.0%）【変動利率】 ※「経営力向上割引」を利用する場合、さらに年0.5%軽減されます。		
融 資 期 間 (うち、据置期間)	運転10年以内 (2年以内) 設備15年以内 (3年以内)	1 年間 ※個別保証の場合は 1 年以内	運転5年以内 (1 年以内) 設備10年以内 (2 年以内)
融 資 形 式	手形貸付、証書貸付	手形貸付、当座貸越	手形貸付、証書貸付
信用保証料(注2)	原則年0.45% ～1.90%	年0.68%	原則年0.45% ～1.90%
保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません		
物 的 担 保	必要に応じ徴求	流動資産を譲渡担保	必要に応じ徴求
取 扱 金 融 機 関	県内に本店又は支店を有する金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)		

(注1)「経営力向上割引」は、融資を行った金融機関に対して、融資実行後も定期的に経営状況を報告（四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出）することを条件に、所定の融資利率から年0.5%割引く制度です。

この制度を活用することにより、中小企業者は金融機関から定期的に指導・助言を受けつつ、自社の経営状況をより的確に把握でき、経営力の向上を図ることができます。

ご利用にあたっては、融資を申し込む際に、取扱金融機関に対し利用を希望する旨を伝え、所定の様式（確認書）を提出してください。

なお、特別な理由なく金融機関に対する四半期ごとの報告を怠った場合、割引の適用除外により、追加負担を生じる場合があります。

(注2) 下記市町村では、信用保証料の一部補給を行っています。具体的な条件等については、各市町村商工担当課又は取扱金融機関の窓口でご確認ください。

◇該当市町村（令和3年4月1日現在：13市町村）

青森市、五所川原市、つがる市、平川市、鰺ヶ沢町、深浦町、板柳町、中泊町、七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町

■お問い合わせ先

○青森県信用保証協会

電話 017-723-1354（保証業務課）

○青森県商工政策課商工金融グループ

電話 017-734-9368

○青森県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

経営力強化対策資金のご案内

■経営力強化対策資金とは

国の認定を受けた専門家（認定経営革新等支援機関※）の支援を受けながら経営改善や経営力強化に取り組む県内中小企業者を支援する借換制度です。

※認定経営革新等支援機関

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づき主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家です。

■ご利用いただける方

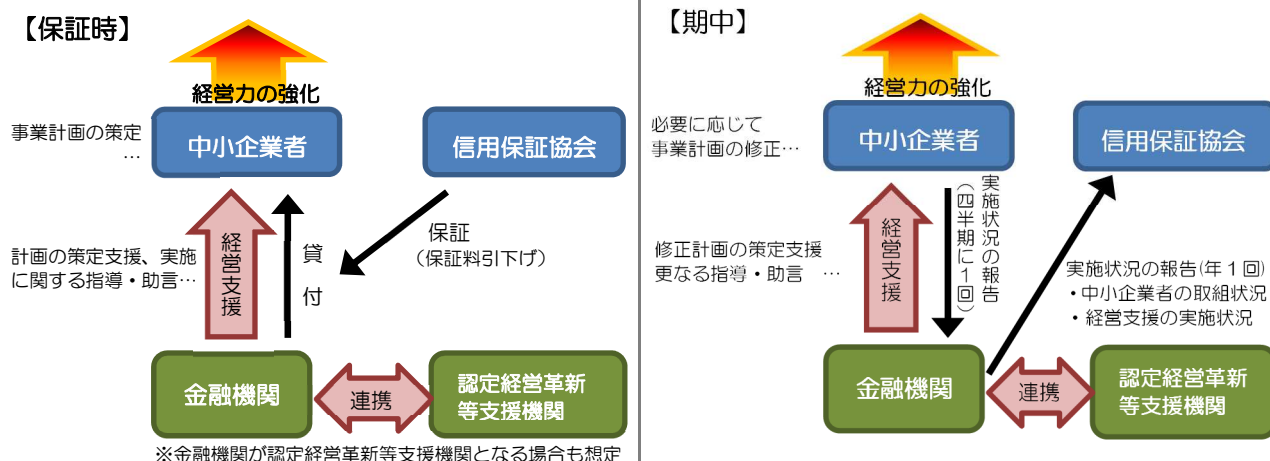
次のいずれにも該当する方

- 県内に事業所を有し、原則として1年以上同一事業を営んでいる方。
- 青森県特別保証融資制度に係る借入金残高が有り、経営の改善に向けて当該借入金の借換えを必要とする方。（資金使途には、県融資制度以外の県信用保証協会の保証を受けている借入金の借換え及びニューマネーの上乗せを含みます。）
- 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方。

■制度の特徴

- 中小企業者は、認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定・実行し、その進捗を金融機関に対して四半期毎に報告していただきます。
- 金融機関は、認定経営革新等支援機関と連携して、中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、経営支援の実施状況等を信用保証協会に対して年1回報告をします。
- 融資利率及び保証料率が軽減されます。
- 一部市町村では、当制度の利用者に対する信用保証料の一部補給を行っています。

■制度のしくみ



※融資条件等については、次ページをご覧ください→

■融資条件等

融 資 限 度 額	8,000万円
資 金 使 途	既往借入金（青森県信用保証協会の保証を受けている借入金に限る。）の返済資金。但し、事業計画の実施に必要と認められる場合は、ニューマネーを上乗せすることも可能。
融資利率（注1）	金融機関所定利率－1.3%（下限1.1%） ※「経営力向上割引」の適用により、通常の利率より0.5%軽減されています。
融 資 期 間	10年以内（うち、据置期間1年以内）
融資形式・償還方法	証書貸付・割賦償還
信 用 保 証 料 （注1）、（注2）	責任共有制度の対象の場合 0.45%～1.75% 責任共有制度の対象外の場合 0.5%～2.0% ※原則として、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率が適用されます。
保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません
物 的 担 保	必要に応じて徴求
取 扱 金 融 機 関	県内に本店又は支店を有する金融機関 （銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）

（注1）特別な理由なく金融機関に対する四半期ごとの報告を怠った場合、通常の融資利率及び保証料率が適用され、差額分の追加負担を生じる場合があります。

（注2）つがる市では、信用保証料の一部補助を行っています。具体的な条件等については、つがる市商工観光課又は取扱金融機関の窓口でご確認ください。

■融資の申込手続き

○以下の書面を添えて、取扱金融機関の窓口へお申込みください。

- ・ 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書（兼青森県経営力強化対策資金要件確認書）
- ・ 事業計画書（申込者が策定したもの。様式任意）
- ・ 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面
（様式任意。事業計画書に記載されている場合は不要。）

○融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査が必要です。

○ご希望の融資額は、各企業の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

■お問い合わせ先

○青森県信用保証協会 電話 017-723-1354（保証業務課）

○青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368

○青森県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度 検索

Ⅱ 補助金関係

1 中小企業等事業再構築促進事業費補助金

国の中小企業等事業再構築促進事業を活用して、新規事業分野への進出等の新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の取組や、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等に取り組む中小企業者の自己負担の一部を補助します。

- (1) 対象企業 国の中小企業等事業再構築促進事業（通常枠）に採択された県内中小企業
- (2) 対象経費 国の中小企業等事業再構築促進事業の補助要件に準ずる。
- (3) 補助率等 補助率 1 / 1.2
限度額 750 万円
- (4) 募集時期 未定
- (5) その他 国の中小企業等事業再構築促進事業の募集要項により内容を変更する場合があります。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 経営支援グループ
TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107

2 起業支援金（あおもり移住支援事業）

東京圏から移住し、地域課題の解決を目的として新たに起業する方に対し、起業に必要な経費の一部を補助します。

- (1) 対象者 以下の①から④の全ての要件を満たす者
 - ① 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域(※)以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。
 - ② 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。
ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。
 - ③ 県の移住支援金事業が開始されてから青森県に転入した者
(令和 3 年 3 月 31 日以前に転入した方は、別途要件がありますので、お問合せください。)
 - ④ 移住地等で起業した者
※条件不利地域とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいいます。
- (2) 対象事業 地域活性化関連・まちづくりの推進・過疎地域等活性化関連・買物弱者支援・地域交通支援・社会教育関連・子育て支援・環境関連・社会福祉関連分野・Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野等において、「社会性」「事業性」「必要性」を満たす起業
- (3) 対象経費 新たに起業する者が起業に要する経費
- (4) 補助率等 1 / 2（上限 200 万円）
- (5) その他 対象者、対象事業、対象経費等の詳細については、地域産業課ホームページをご確認ください。（令和 3 年 5 月以降に公開予定）

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

3 プロフェッショナル人材誘致促進事業費補助金

プロフェッショナル人材(※1)の採用に係る人材紹介手数料の一部を補助します。

- | | |
|------------|--|
| (1) 対象事業 | 企業等の成長に必要な人材の確保に向けて、青森県プロフェッショナル人材戦略拠点(※2)に相談した後、取り繋ぎされた人材紹介事業者からプロフェッショナル人材の紹介を受け、正式に雇用する事業(県外から県内への住民票の異動が伴う場合に限る) |
| (2) 対象企業等 | 県内に事業所を有する民間企業(但し、資本金3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人)、企業組合、協業組合、事業協同組合、農事組合法人及び第三セクター |
| (3) 対象経費 | 人材紹介事業者に支払う紹介手数料 |
| (4) 補助対象期間 | 雇用開始日から2022年2月28日までの最大6ヶ月 |
| (5) 補助率 | 2分の1以内 |
| (6) 補助限度額 | 50万円 |
| (7) 補助対象人数 | 1社につき2人まで |

※1 プロフェッショナル人材

… 長年培ったキャリアを活かし、職場のリーダーとしてマネージメントするなど、経営者の右腕となる人材(管理職やリーダークラス)

※2 青森県プロフェッショナル人材戦略拠点

… 関係機関と連携し、県内中小企業等の人材ニーズを民間ビジネス人材事業者へ取り繋ぐことで、企業とプロフェッショナル人材のマッチングをサポートします。

(お問い合わせ先)

一般社団法人青森県工業会(業務委託先)

TEL 017-735-6550 FAX 017-725-1243

【担当窓口】 あおもり人財確保推進センター

(県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ)

TEL 017-775-7075 FAX 017-775-7076

4 青森県産業立地促進費補助金

本県産業の振興と県民の雇用機会の拡大を図るため、誘致企業等が工場等の新設又は増設を行う場合に、建物等の取得に要する経費の一部を補助します。

(1) 対象者

- ① 県の誘致企業
- ② 県内企業(地域経済牽引事業計画の承認を受けた者※又は金矢工業団地もしくは青森中核工業団地に立地する者に限る)
- ③ 上記の企業に建物及び機械設備をリースする企業
※対象となる地域経済牽引事業計画
青森県地域未来投資促進基本計画、青森県八戸圏域基本計画、弘前地域ライフ関連産業投資促進基本計画

(2) 対象業種

製造業(成長ものづくり関連業種又は農林水産関連業種)、医療・健康福祉関連業種及び農商工連携関連業種、物流関連業種(新設の場合に限る)、デジタルものづくり関連業種(新設の場合に限る)
※生産拠点の集中度が高い製品・部素材供給のリスク解消のための拠点整備を行う場合は、特別枠の対象(物流関連、デジタルものづくり関連業種を除く)

(3) 対象経費

- ① 土地の取得経費(金矢工業団地に限る)
- ② 建物・機械設備の取得(新設の場合はリースを含む)経費

(4) 補助要件、補助率及び補助限度額

- ① 新設(土地の取得又はリースが必要)
 - ア 設備投資額 1 億円以上、雇用増 10 人以上 補助対象経費の 5% (上限 3 億円)
 - イ 設備投資額 3 億円以上、雇用増 20 人以上 補助対象経費の 10% (上限 3 億円)
 - 【特別枠】
 - (ア) 設備投資額 1 億円以上、雇用増 10 人以上 補助対象経費の 15% (上限 3 億円)
 - (イ) 設備投資額 3 億円以上、雇用増 20 人以上 補助対象経費の 20% (上限 10 億円)
 - 【デジタルものづくり関連業種の場合】
 - ウ 設備投資額 1 億円以上、雇用増 5 人以上 補助対象経費の 10% (上限 3 億円)
- ※上記は標準的な要件等です。投資場所、設備投資額、雇用人数等により、補助率及び補助限度額の特例があります。
- ② 増設
 - ア 設備投資額 2 億円以上、雇用増 5 人以上 補助対象経費の 5% (上限 5 千万円)
 - イ 設備投資額 4 億円以上、雇用増 10 人以上 補助対象経費の 10% (上限 1 億円)
 - 【特別枠】
 - ウ 設備投資額 1 億円以上、雇用増 5 人以上 補助対象経費の 15% (上限 5 千万円)
- ※ただし、1 企業 1 回限りとします。

【担当窓口】 県商工労働部 産業立地推進課 立地推進グループ
TEL 017-734-9381 (誘致企業担当)
" 立地支援グループ
TEL 017-734-9380 (県内企業担当)

5 医福工連携製品開発事業費補助金

県内企業による医療・介護関連機器等の試作開発に向けた共同研究やマーケティング活動等の取組に対して補助します。

- (1) 対象事業 新規性の高い医療・介護関連機器等の商品・試作品開発に向けた取組（基礎調査）、自社で開発・製造した商品や試作品の顧客ニーズ等に基づく改良
※医療関連機器は新型コロナウイルス感染症対策に資するものに限る。
- (2) 対象者 県内に事業所を有する中小企業者等（大学等専門機関連携が条件）
- (3) 対象経費 専門家謝金、専門家旅費、試作実験費、マーケティング等調査費、分析測定費
コンサルタント委託費等に係る経費
- (4) 補助率等 補助対象経費の1/2相当額又は100万円のいずれか低い額

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

6 弘前大学C O I 二次参画企業社会実装実証事業

弘前大学C O I の推進に向け、C O I 参画企業が開発したコア技術を県内企業（二次参画企業）が取り込み、活用することで、新たな産業創造の実現を目指すために実証委託を行います。

- (1) 対象者 弘前大学C O I 参画企業1社以上を含む企業、大学等の複数の事業主体による事業実施体制を有し、県内に事業所を有する企業等（弘前大学C O I 参画企業との連携による提案を基本とします）
- (2) 対象経費 ① 人件費（委託事業に直接従事する調査員・研究員等の労務費）
② 事業費（旅費・会議費・謝金・借料・外注費（請負契約）・印刷製本費・消耗品費・賃金（アルバイト）・通信運搬費・情報収集費）
③ 一般管理費（①と②の合計額の10%以内）
- (3) 委託料 上限150万円（概ね2～3件）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

7 りんご機能性ライフ系プロダクト海外展開促進事業費補助金

県内企業が開発・販売するりんごを活用した化粧品・健康食品等の機能性ライフ系プロダクトについて、海外展開向け商品開発及び販路開拓に係る経費を補助します。

- (1) 対象事業 県内事業者等が開発・販売するりんご機能性を生かした化粧品・健康食品等、またはりんごを原材料に使用した化粧品・健康食品等のりんご機能性ライフ系プロダクトについて、海外展開向け商品開発または販路開拓のために行う、対象国の薬事関連法等を踏まえた輸出可否の確認、既存商品の処方改良、販売促進及びマーケティング調査等
- (2) 対象者 県内に事業所を有する中小企業者等
- (3) 対象経費 ①専門家謝金
②専門家旅費、職員旅費
③マーケティング調査費、越境EC、コンサルタント委託費（輸出支援、海外薬事対応）等海外展開に係る経費
- (4) 補助率等 補助対象経費の1/2相当額又は100万円のいずれか低い額

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

8 QOL向上に向けたヘルスケアサービス実証事業

在宅高齢者や施設入居者の増加に加え、コロナ禍で新たに発生した在宅医療・介護・健康管理などの課題をふまえ、価格や内容が決められているサービス以外にも、自らのニーズに合わせて利用者が選択可能であり、かつ利用者のQOL向上に資するようなヘルスケアサービスビジネスモデル開発について、実証委託を行います。

- (1) 対象者 大学、試験研究機関、医療機関または介護事業者等による事業実施体制を有し、県内の主たる拠点を有する事業者
- (2) 対象経費 ① 人件費（委託事業に直接従事する調査員・研究員等の労務費）
② 事業費（旅費・会議費・謝金・借料・外注費（請負契約）・印刷製本費・消耗品費・賃金（アルバイト）・通信運搬費・情報収集費）
③ 一般管理費（①と②の合計額の10%以内）
- (3) 総額 委託料500万円（採択件数1件～2件）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

9 移住支援金（あおもり移住支援事業）

県内企業の人財確保と本県への移住促進を図るため、東京２３区から本県に移住した者に対して最大１００万円の移住支援金を国、県、市町村が連携して支援します。

（１）対象者 以下の①から⑤のいずれかの要件を満たす者

①対象求人に就業した者	県公式就職情報サイト「Aomori Job」に移住支援金の対象として掲載されている求人に応募し、新規で採用された者。
②専門人材	プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者。
③テレワーカー	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠として、移住元での業務をテレワークで行う者。
④関係人口に該当する者	青森県内の市町村や地域の人々と関わりを有する者のうち、市町村が本事業における関係人口と認める者。
⑤起業した方	起業支援金の交付決定を受けた者。

（２）その他の要件

以下の①から③の全ての要件を満たす者

- ① 住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上（直近の１年間は連続）東京２３区に在住していた者又は東京２３区へ通勤していた者
 - ② 平成３１年４月１日以降に青森県に転入し、移住支援金申請時に転入後３か月以上１年以内である者
 - ③ 申請後５年以上継続して青森県内に居住する意思のある者
- ※ 上記（１）の①及び②の者は、別途就業に関する要件があります。

（３）支援金額

- ・ 単身での移住の場合： ６０万円
- ・ 世帯での移住の場合： １００万円

（４）支援金の申請・支給窓口

移住先の市町村

（５）その他

- ・ 移住して創業・起業した場合は、移住支援金最大１００万円のほかに、起業支援金が最大２００万円支給されます。起業支援金制度も併せてご確認ください。
- ・ 詳細については、労政・能力開発課ホームページをご確認ください。

【担当窓口】 ・ 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ

TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117

E-mail roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp

・ 県公式就職情報サイト「Aomori Job」

<https://aomori-job.jp/>

11 青森県U I Jターン還流促進交通費助成

県内企業の人財確保とU I Jターン就職の促進を図るため、県外在住大学生等が県内企業の面接やインターンシップ等に参加する際の交通費や、同様に県内企業が県外在住大学生等を受入れる際に負担する交通費等の一部を助成します。

あおりU I Jターン交通費で検索してください。

- (1) 対象者 県外在住者
- (2) 対象経費 県外在住者が、以下のいずれかに該当する活動のために県外の住所地と県内の目的地の間を移動するのに要した交通費及び宿泊費。
- ① 県内企業が県内で開催する就職に係る企業説明会に参加する場合
 - ② 県内企業が県内で実施する採用試験又は面接を受ける場合
 - ③ 県内企業が県内で実施するインターンシップに参加する場合
- ※対象者1人につき年度内1回まで申請可能
- (3) 助成金の額 交通費については、助成対象経費の2分の1に相当する額又は17,000円、宿泊費については、助成対象経費の2分の1に相当する額又は5,000円のいずれか低い額以内の額とします。(なお、宿泊費については、青森県内に実家がない方のみ対象)

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ
TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117

12 八戸コンテナ新規貨物集貨促進事業費補助金

八戸港への利用転換・利用促進を図るため、八戸港を利用して新たなコンテナ貨物の輸出入を行う荷主企業を支援します。

- (1) 対象企業 八戸港を利用して新たなコンテナ貨物を輸出入する荷主企業
- (2) 補助メニュー
- ① 新規荷主・シフト貨物補助
条 件：新規荷主又はシフト貨物
補 助 額：20,000円/TEU
※TEU…Twenty-foot-Equivalent Units。国際的に統一された海上コンテナの個数を表す単位(20フィートで換算)。
 - ② 陸送費補助(①に加算)
条 件：①の補助対象のうち、納品先又は出荷元が八戸港コンテナターミナルから直線で30km以上離れていること
対象経費：トラック、トレーラー等の陸送経費(荷役料、倉庫保管料等を除く)
補 助 額：対象経費の3分の1、15,000円/TEUまで
 - ③ リーフアーコンテナ補助(①に加算)
条 件：①の補助対象のうち、リーファーコンテナを利用していること
補 助 額：2,500円/TEU
- ※上記以外に、八戸港国際物流拠点化推進協議会の補助メニューがあります。詳細は同協議会(TEL 0178-43-9244)へお問い合わせください。

(3) 限度額 1 荷主企業当たり((2)の①~③の合計金額)3,750千円

(4) 募集時期 6月~11月を予定(先着順)

(5) その他 申込先は、八戸港国際物流拠点化推進協議会(TEL 0178-43-9244)となります。

【担当窓口】 県県土整備部 港湾空港課 港湾振興グループ
TEL 017-734-9675 FAX 017-734-8194

13 観光コンテンツパワーアップ推進事業（補助金）

観光コンテンツの質的・量的な充実を図るため、観光コンテンツのパワーアップや旅行商品のメニュー創出に取り組む団体やグループ等に対し補助金を交付します。

- (1) 対象事業 青森県内において実施する次のいずれかに該当する事業（単発のイベントや物産等商品開発のみの事業は除く。）
- ① 観光コンテンツの協働（コラボレーション）や磨き上げ等により、観光コンテンツの質的向上に取り組む事業
 - ② 誘客に有効なメニューの創出等により、観光コンテンツの開発に取り組む事業
- (2) 対象者 任意の地域活動団体、観光関係団体、商工関係団体、NPO法人及びこれらに類する組織団体とし、個人や単独の企業、市町村を除く。
- (3) 対象経費 会場費、講師謝金、印刷・広告・宣伝費、通信・運搬費、消耗品費、旅費、保険料、委託料（人件費などの経常的な運営費や懇親会等の経費を除く。）
- (4) 補助金額 上記経費の合計額から参加料収入や売上金等の事業収入を差し引いた額の2分の1以内
- (5) 補助限度額 50万円
- (6) 募集期間 令和3年4月中旬から募集開始予定

【担当窓口】 県観光国際戦略局 観光企画課 まるごとあおり情報発信グループ
TEL 017-734-9389 FAX 017-734-8121

14 青森県輸出市場販路開拓・拡大支援事業費補助金

県内中小企業等による輸出などの海外への事業進出を推進するため、県内中小企業等が海外での販路開拓や販路拡大に取り組むために要する経費の一部を助成します。

- (1) 対象企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者であって、県内に本社・事業所を有するもの。
- (2) 対象経費
- ① 海外見本市・商談会への出展に係る経費
 - ② 外国語版ホームページ、パンフレット及び商品PR映像作成に係る経費
 - ③ 海外向け商品パッケージデザイン作成に係る経費
 - ④ 国際規格・基準及び海外知的財産権の申請に係る経費
 - ⑤ 海外向けインターネットショップ出店に係る経費
 - ⑥ 県産品輸出以外の海外ビジネス展開に係る経費
- (3) 助成率等 補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額又は500千円のいずれか低い額以内の額。なお、1社に対して1年度に補助できる金額の上限は500千円。
- (4) 募集時期 通年（ただし予算の範囲内）
- (5) その他 対象経費の助成には、これまでの補助金交付実績等の諸条件があります。助成率等については変更する場合があります。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

15 新事業展開等促進補助事業

創業又は経営の革新を目的としたビジネスモデル構築に取り組む県内中小企業者等に対し、新商品・新技術・新役務の開発及び販路開拓に係る経費の一部を助成します。

- (1) 対象事業 創業又は経営の革新を目的としたビジネスモデル構築のために必要なものであって、新商品・新技術・新役務の開発及び販路開拓を行う事業
- (2) 対象者
 - ・ 県内において創業する者又は県内に事業所を有し経営の革新を行おうとする中小企業者
 - ・ 中小企業者以外で、経営の革新を行おうとする県内のNPO法人、農事組合法人等
 - ・ 中小企業者等と農林漁業者の連携体
- (3) 対象経費 助成事業を実施するために必要な以下の経費
 - ・ 原材料費、外注加工費、研究開発費、委託費
 - ・ 講師又は外部専門家に対する謝金・旅費
 - ・ 会議費、印刷製本費、通信運搬費、調査費等
- (4) 助成率等
 - ・ 助成率 1／2 以内
 - （県の推進する戦略等に基づく重点推進分野に関する事業の場合は2／3 以内）
 - ・ 限度額 300万円
- (5) その他
 - ・ 提出いただいた事業計画書に基づき、事前審査及びプレゼンテーション審査を実施し、採択する案件を決定します。

【担当窓口】 公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 総合支援課
TEL 017-777-4066 FAX 017-721-2514

16 青森県戦略的ものづくり先進技術事業化支援事業補助金

地域経済の発展に重要となる低炭素社会づくりや外貨獲得に貢献する省エネルギー等に関する新たな技術や製造等の開発に取り組む事業に対して助成金を交付します。

- (1) 対象者 県内に本社・事業所を有する中小企業者等
- (2) 対象経費 助成事業を実施するために必要な以下の経費
 - ・ 講師又は外部専門家に対する謝金、旅費
 - ・ 会議費、会場借上費、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査費、集計・分析費、広告宣伝費、翻訳料、原稿料、職員旅費、受講料、消耗品費、機器借上料、借損料、雑役務費等
 - ・ 原材料費、機械装置・工具器具備品費、外注加工費、試作開発費、委託費
 - ・ 知的財産取得経費、技術指導受入費
- (3) 助成率等
 - ・ 事業化支援枠
 - 助成率 2／3 以内
 - 限度額 2,000万円
 - ・ 産学官金連携枠
 - 助成率 2／3 以内（大企業の場合は1／3 以内）
 - 限度額 3,000万円
- (5) 募集時期 未定
- (6) その他
 - ・ 提出いただいた事業計画書に基づいて事前調査を実施します。
 - ・ 応募者は審査会に出席し事業計画についてのプレゼンテーションを行い、審査を経て採択となります。

【担当窓口】 公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 総合支援課
TEL 017-777-4066 FAX 017-721-2514

Ⅲ 情報提供・相談・専門家派遣等

1 省エネ対策によるコスト削減をしたいとき

中小企業者等を対象に、省エネ情報の提供から国等の補助金活用による省エネ設備導入までを一貫して支援します。

- (1) 支援内容
- ① 省エネ・補助金等情報提供
具体的な省エネ対策とコストメリット、各種支援制度を活用した設備導入手法等の省エネ情報の提供及び青森型エネルギーマネジメントシステムを解説する説明会等を開催します。
 - ② 伴走型エネマネ活用サポート事業
専門家派遣による省エネ診断を実施し、具体的な省エネ対策を提案します。
省エネ対策提案後は、エネマネシステムの活用による継続的な省エネ活動を支援します。
 - ③ 省エネ設備導入サポート事業
省エネ設備の導入を促進するため、相談窓口を整備し国の省エネ補助金等支援制度の活用をサポートします。
- (2) 対象者 県内中小企業者等
- (3) 派遣する専門家 エネルギー管理士、中小企業診断士等の省エネルギー専門家
- (4) 経費負担 なし
- (5) 募集時期 令和3年5月頃から受付開始予定

【担当窓口】 青森県環境生活部 環境政策課 地球温暖化対策グループ
TEL 017-734-9243 FAX 017-734-8065

2 青森県特別保証融資制度を利用したいとき

取扱金融機関又は県信用保証協会への申込みが必要です。

【担当窓口】 県商工労働部 商工政策課 商工金融グループ
TEL 017-734-9368 FAX 017-734-8106

3 創業・起業支援に関する相談（創業支援拠点）

（１）創業支援拠点

創業・起業を希望される方等に対して、創業支援に関する情報提供や専門家（インキュベーションマネージャー）による創業相談等を行います。

◎あおもり地域ビジネス交流センター

所在地：青森市新町１－２－１８ 青森商工会議所会館１階 AOMORI STARTUP CENTER 内
【問い合わせ先】あおもり地域ビジネス交流センター TEL 017-763-0037

◎ひろさきビジネス支援センター

所在地：弘前市土手町３１ 土手町コミュニティパーク内コミュニケーションプラザ棟２階
【問い合わせ先】ひろさきビジネス支援センター TEL 0172-32-0770

◎はちのへ創業・事業承継サポートセンター ８サポ

所在地：八戸市堀端町２－３ 八戸商工会館１階
【問い合わせ先】はちのへ創業・事業承継サポートセンター ８サポ TEL 0178-51-9593

◎黒石市創業相談ルーム

所在地：黒石市大字市ノ町５－２ 黒石市産業会館２階
【問い合わせ先】黒石市商工課 TEL 0172-52-2111（内線 641）
（公財）２１あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

◎ごしょがわら圏域創業相談ルーム

所在地：五所川原市字ツ谷５０３－５ 五所川原市民学習情報センター２階
【問い合わせ先】五所川原市商工労政課 TEL 0173-35-2111（内線 2552）
（公財）２１あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

◎十和田市創業相談ルーム

所在地：十和田市西二番町４－１１ 十和田商工会館５階
【問い合わせ先】十和田市商工観光課 TEL 0176-51-6773
（公財）２１あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

◎三沢市創業相談ルーム

所在地：三沢市幸町２－１－１ 三沢市商工会館３階
【問い合わせ先】三沢市産業観光課 TEL 0176-53-5111（内線 281）
（公財）２１あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

◎むつ市創業相談ルーム

所在地：むつ市田名部町１０－１ むつ来さまい館
【問い合わせ先】むつ市産業雇用政策課 TEL 0175-22-1111（内線 2653）
（公財）２１あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

（２）「UIJターン創業に係る相談会」

首都圏から本県にUIJターンして創業・起業を目指す方に対し、創業・起業支援の専門家（インキュベーションマネージャー）が助言します。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

4 農商工連携による取組に対する専門家派遣事業

県内の農林漁業者と中小企業者等の連携による新商品開発や販路開拓等の取組（以下「農商工連携による取組」という。）において、必要となる専門的な知見を有する専門家を派遣します。

- (1) 対象者 農商工連携による取組を行う次のいずれかに該当する事業者
 - ① 県内に事業所を有する企業等（会社、個人）
 - ② 県内の農林漁業者
 - ③ 県内の企業者や農林漁業者を支援する団体等
- (2) 派遣回数 1事業者あたり原則3回まで
- (3) 派遣専門家 応募者の希望等を勘案し、必要な専門家を選定します。
- (4) 費用 原則無料

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 地域資源活用推進グループ
TEL 017-734-9375 FAX 017-734-8107

5 テレワークの導入に関する相談をしたいとき

テレワークに意欲を有する県内の中小企業等に対して、テレワークの導入に向けた支援を行います。

- (1) 対象者 青森県内の中小企業、個人事業主
(財団法人・社団法人・学校法人・NPO法人・組合等の団体は除く)
- (2) 内容 テレワーク導入に関する相談対応やアドバイス
例) オンライン会議のシステムや社内チャットツールなどの紹介や導入方法など
- (3) 支援方法 メール・電話・訪問など（対面相談の窓口はありません）
- (4) 相談期間 ~令和4年2月28日 10時~16時（土曜日・日曜日・祝日を除く）
- (5) 連絡先 電話：080-7699-6065
メール：aomori.telework@aoit.jp
※電話の場合、出られないことがあります。その場合は折り返し連絡します。
- (6) 運営団体 NPO法人あおもりIT活用サポートセンター

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 情報産業振興グループ
TEL 017-734-9418 FAX 017-734-8115

6 新事業等創出に関する相談をしたいとき

県内企業等による新しい製品・技術・ノウハウを研究・開発し収益化をめざす活動（新事業等創出）に関する悩みごとについて、県内の商工団体・大学・産業支援機関・金融機関など産学官金で組織する「イノベーション・ネットワークあおもり」が解決に向けた支援を行います。

- (1) 対象者 新事業等創出に取り組んでいる青森県内企業等
- (2) 相談内容 技術課題解決、競争的資金の活用、販路開拓・知名度向上など新事業等創出に関する相談全般に対応
- (3) 費用 無料

【担当窓口】 イノベーション・ネットワークあおもり
(事務局：県商工労働部 新産業創造課 ものづくり技術振興グループ)
TEL 017-734-9379 FAX 017-734-8115

7 知的財産に関する相談等をしたいとき（青森県知的財産支援センター）

青森県知的財産支援センターでは「知財総合支援窓口」を開設しており、県内中小企業者等が経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題について、支援機関との連携によりワンストップで解決支援を行います。

《青森県知的財産支援センター》

所在地 青森県庁北棟1階

開設時間 平日 8:30～17:15

① 知的財産全般の助言指導（無料）

センター内に、知的財産に関する専門的知見等を有する窓口支援担当者等が常駐し、知的財産に関する制度の説明、知的財産の保護や活用支援、特許等情報の検索支援、パテントマップ作成支援、オンライン出願に係るアドバイス等のほか、知財経営の導入や大手企業等が保有する開放特許等の導入など、幅広く支援を行います。

② 知財専門家（弁理士、弁護士等）による無料相談会の定期開催

専門性の高い相談内容に対しては、知財専門家と窓口支援担当者等が連携しながら課題解決に向けた助言指導を行います。

【申込先】要予約 （一社）青森県発明協会 （TEL 017-762-7351 FAX 017-762-735）

【無料相談会実施場所】

青森県知的財産支援センター（県庁北棟1階）、弘前商工会議所、ユートリー（八戸市）、五所川原商工会議所、十和田商工会議所、むつ来さまい館

【開催日程】

（一社）青森県発明協会ホームページ（<https://www.aomori-ipc.jp/>）又はINPIT青森県知財総合支援窓口のホームページ（<https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/aomori/>）を確認してください。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

8 人財確保に関する相談等をしたとき（あおもり人財確保推進センター）

「あおもり人財確保推進センター」では、「人財確保相談窓口」を設置し、企業が抱える人財確保に関する課題にワンストップで対応しています。

＜あおもり人財確保推進センター＞

所在地 青森県観光物産館アスパム7階（青森市安方一丁目1番40号）

受付時間 平日8：30～17：15（土日祝日、年末年始、アスパム休館日は休業）

（1）支援内容

① 人財確保支援窓口

採用方法や企業の情報発信手法をはじめ、就労条件や雇用環境の改善、定着など、人財の確保について様々な観点から総合的にサポートします。

② 専門家派遣

採用など人財確保に関する課題を抱える県内事業者に対し、課題解決に向けた専門家を派遣し、人財の確保を支援します。

①対象事業者

県内に本社・事業者があり、採用を予定している事業者

②費用及び派遣回数等

無料、原則2回

③利用方法

「あおもり人財確保推進センター」にご相談の上、人財確保等に関する課題等を整理してお申し込みください。

【担当窓口】 あおもり人財確保推進センター

TEL 017-775-7075 FAX 017-775-7076

9 あおもり食品産業強化サポート事業（農商工連携食産業づくり相談窓口）

食産業の充実強化を図るため、「農商工連携食産業づくり相談窓口」を設置しています。

「食」産業データベースを活用したマッチング相談や各種支援制度の紹介、専門家による現地指導など、食産業に関する個別案件を幅広く支援しています。

（1）相談窓口

機関名	住 所	電 話	F A X
総合販売戦略課 食品産業振興グループ	青森市長島1丁目1-1	017-734-9456	017-734-8158
東青地域県民局 地域農林水産部（農業普及振興室）	青森市長島2丁目10-3 フコク生命ビル6F	017-734-9961	017-734-8305
中南地域県民局 地域農林水産部（農業普及振興室）	弘前市大字蔵主町4	0172-33-2902	0172-34-4390
三八地域県民局 地域農林水産部（農業普及振興室）	八戸市大字尻内町 字鴨田7	0178-23-3794	0178-27-3323
西北地域県民局 地域農林水産部（農業普及振興室）	五所川原市字栄町10	0173-35-5719	0173-33-1345
上北地域県民局 地域農林水産部（農業普及振興室）	十和田市西十二番町 20-12	0176-23-4281	0176-25-7242
下北地域県民局 地域農林水産部（農業普及振興室）	むつ市中央1丁目1-8	0175-22-2685	0175-22-3212

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 食品産業振興グループ

TEL 017-734-9456 FAX 017-734-8158

10 あおもり食品産業強化サポート事業（ABC（あおもり食品ビジネスチャレンジ）相談会）

「食」産業の充実・強化を着実に推進するため、県内の農林水産物等を活用し、付加価値の高い商品づくりやこれに伴う事業拡大等に取り組む事業者を対象に、支援制度などの情報提供や具体的なアドバイスを行います。

- (1) 対象者 県内の農林水産物を活用した商品開発や事業拡大等に取り組む地域の農林漁業者、食品製造業者、流通・販売業者等
- (2) 相談料 無料（要予約）
- (3) 共催
- ・ 県（農林水産部総合販売戦略課）
 - ・ （公財）21 あおもり産業総合支援センター（青森県よろず支援拠点）
 - ・ （地独）青森県産業技術センター
- (4) 開催日

会場	東青	中南	三八	西北	上北	下北	弘工研	食総研	業務用	食ラボ
4月	14 日(水)	12 日(月)	16 日(金)	19 日(月)	22 日(木)	21 日(水)	7 日(水)	6 日(火)	15 日(木)	相模原・ふくしま・国時
5月	19 日(水)	17 日(月)	12 日(水)	24 日(月)	27 日(木)	26 日(水)	7 日(金)	6 日(木)	13 日(木)	
6月	16 日(水)	14 日(月)	18 日(金)	21 日(月)	24 日(木)	23 日(水)	9 日(水)	8 日(火)	17 日(木)	
7月	14 日(水)	12 日(月)	16 日(金)	19 日(月)	29 日(木)	28 日(水)	7 日(水)	6 日(火)	15 日(木)	
8月	18 日(水)	23 日(月)	20 日(金)	25 日(水)	27 日(金)	26 日(木)	4 日(水)	3 日(火)	19 日(木)	
9月	15 日(水)	13 日(月)	17 日(金)	24 日(金)	22 日(水)	21 日(火)	8 日(水)	7 日(火)	16 日(木)	
10月	20 日(水)	18 日(月)	22 日(金)	25 日(月)	28 日(木)	27 日(水)	6 日(水)	5 日(火)	14 日(木)	
11月	17 日(水)	15 日(月)	19 日(金)	22 日(月)	25 日(木)	24 日(水)	10 日(水)	9 日(火)	18 日(木)	
12月	15 日(水)	13 日(月)	17 日(金)	20 日(月)	23 日(木)	22 日(水)	8 日(水)	7 日(火)	16 日(木)	
1月	19 日(水)	17 日(月)	21 日(金)	24 日(月)	27 日(木)	26 日(水)	6 日(木)	5 日(水)	20 日(木)	
2月	16 日(水)	14 日(月)	18 日(金)	21 日(月)	25 日(金)	24 日(木)	9 日(水)	8 日(火)	17 日(木)	
3月	16 日(水)	14 日(月)	18 日(金)	23 日(水)	25 日(金)	24 日(木)	9 日(水)	8 日(火)	17 日(木)	

- (5) 開催場所（時間 9:30～16:30）

- ・ 東青会場/加工・業務用会場：青森県庁
青森市長島 1-1-1 TEL 017-722-1111（代表）
- ・ 中南会場：弘前合同庁舎
弘前市大字蔵主町 4 TEL 0172-32-1131（代表）
- ・ 三八会場：八戸合同庁舎
八戸市大字尻内町字鴨田 7 TEL 0178-27-5111（代表）
- ・ 西北会場：五所川原合同庁舎
五所川原市字栄町 10 TEL 0173-34-2111（代表）
- ・ 上北会場：十和田合同庁舎
十和田市西十二番町 20-12 TEL 0176-22-8111（代表）
- ・ 下北会場：むつ合同庁舎
むつ市中央 1 丁目 1-8 TEL 0175-22-8581（代表）
- ・ 弘前研会場：弘前工業研究所
弘前市扇町 1-1-8 TEL 0172-55-6740
- ・ 食総研会場：食品総合研究所
八戸市築港街 2-10 TEL 0178-33-1347
- ・ 食ラボ会場：平川市食産業振興センター「食ラボひらかわ」
平川市光城 3-23-1 TEL 0172-44-8815

※日時及び会場は都合により変更する場合があります。

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 食品産業振興グループ
TEL 017-734-9456 FAX 017-734-8158

11 新分野進出相談窓口

建設企業に特化した相談窓口を設置し、建設業の経営改善や新分野進出に係る情報提供、各種相談等に常設相談窓口の県職員その他、(公財) 21 あおもり産業総合支援センターをはじめとする関係機関や(株)建設経営サービスの専門家が対応し、建設業に関する個別の相談についてアドバイスを行っています。

- (1) 対象者 青森県内の建設企業
- (2) 相談対象 建設業に関する相談全般に対応
- (3) 費用 無料

【担当窓口】 県県土整備部 監理課 建設業振興グループ
TEL 017-734-9706 FAX 017-734-8178

12 観光コンテンツパワーアップ推進事業（アドバイザー派遣）

観光コンテンツの質的・量的な充実を図るため、観光コンテンツのパワーアップや旅行商品のメニュー創出に取り組む団体やグループ等（以下「団体等」という。）に対しアドバイザーを派遣し、必要な指導・助言を行います。

- (1) 対象事業 団体等が単独又は連携して行う次のいずれかに該当する取組（単発のイベントや物産等商品開発のみの取組は除く。）
 - ① 観光コンテンツの協働（コラボレーション）や磨き上げなど、観光コンテンツのパワーアップへの取組
 - ② 誘客に有効なメニューの創出など、観光コンテンツの開発への取組
- (2) 対象者 任意の地域活動団体、観光関係団体、商工関係団体、NPO法人及びこれらに類する組織団体とし、個人や単独の企業、市町村を除く。
- (3) アドバイザーの派遣
 - ・アドバイザーの派遣を希望する団体等から提出されたアドバイザー派遣申込書について、県は内容を審議のうえ派遣の採否を決定し、団体等へ通知します。
 - ・県は、採択された団体等に対し申込内容に応じたアドバイザーを派遣します。また、団体等がアドバイスを受けたい専門家を自ら指名してきた場合は、その専門家がアドバイザーとしてふさわしいと認められるときに、その専門家をアドバイザーとして派遣します。
- (4) 負担対象経費 アドバイザーの派遣に要する経費は、原則として県が負担します。
- (5) 募集期間 令和3年4月中旬から募集開始予定

【担当窓口】 県観光国際戦略局 観光企画課 まるごとあおもり情報発信グループ
TEL 017-734-9389 FAX 017-734-8121

13 海外ビジネス展開に関する相談等をしたとき

県内企業等が、海外ビジネス展開に取り組むに当たって直面する様々な問題について、アドバイスや情報提供等を行っています。

- (1) 支援メニュー 海外ビジネス展開に係る専門的アドバイス、海外企業とのビジネスマッチング支援、海外の最新ビジネス情報提供、各種補助金の紹介、他機関支援策の紹介等
- (2) 対象者 海外ビジネス展開に取り組む県内企業、個人事業者等
- (3) 支援方法 県が電話や面談等によりサポートするほか、新輸出大国コンソーシアムの利用等により、JETRO青森貿易情報センターをはじめとした他の海外ビジネス支援機関・団体等から円滑に支援が受けられるよう仲介を行います。

<新輸出大国コンソーシアム>

公的機関や地域金融機関、商工会議所など国内各地の支援機関が、ジェトロや海外展開に知見のある専門家等と協力し、TPP合意を契機に海外展開を目指す中小企業等を支援する枠組み。

- (4) 経費負担 原則無料

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

14 経営等に関するワンストップ総合相談窓口（青森県よろず支援拠点）

中小企業・小規模事業者支援に優れた能力・知識・経験等を有するチーフコーディネーター、コーディネーターを配置し、地域の支援機関と連携しながら、中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大や資金繰り等の経営課題に対して、ワンストップで対応します。

- (1) 対象者 中小企業・小規模事業者及びNPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する者
- (2) 支援内容 起業から安定までの各段階のニーズに応じて、ご対応いたします。
- ① 経営相談に対する「総合的・先進的なアドバイス」
② 事業者の課題に応じた適切な「チーム編成を通じた支援」
③ 案件に応じた「的確な支援機関、研究機関等の紹介」
- (3) 相談方法 次の窓口や相談会を実施していますので、どうぞ、お気軽にご相談ください。

① 相談窓口

・ 21 あおもり産業総合支援センター内

日時：平日の8:30～17:15（土日、祝日、年末年始は休業となります）

場所：21 あおもり産業総合支援センター（青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7階）

・ 八戸サテライト ※予約制

日時：原則毎週月・火曜日の10:00～16:00

場所：(株)八戸インテリジェントプラザ（八戸市北インター工業団地1-4-43）

・ 弘前サテライト① ※予約制

日時：原則毎週火曜日の10:00～16:00

場所：ひろさきビジネス支援センター（弘前市大字土手町31）

・ 弘前サテライト② ※予約制

日時：原則毎週金曜日の10:00～16:00

場所：青森県産業技術センター 弘前工業研究所（弘前市扇町1-1-8）

・ 青森駅前サテライト ※予約制

日時：原則毎週水・金曜日の10:00～16:00

場所：青森商工会議所会館（青森市新町1-2-18）

② よろず出張相談会 ※予約制

県内数箇所です10:00～16:00の時間帯で相談会を開催しています。

【担当窓口】 青森県よろず支援拠点 事務局（公益財団法人21 あおもり産業総合支援センター内）
TEL 017-721-3787 FAX 017-721-2514

15 新たな販路開拓に関する相談をしたいとき

県内企業が首都圏等での新たな販路を開拓するため、販路アドバイザーが企業訪問し、販路に関する経営課題の解決に向けた相談に応じ、助言などを行います。

(1) 対象者 県内中小企業者等

【担当窓口】 公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター 取引推進課
TEL 017-775-3234 FAX 017-721-2514

16 専門家派遣事業

(1) 対象事業 中小企業等が抱える経営・技術・情報化等に関する様々な問題解決に適した中小企業診断士、税理士等の専門家を派遣し、診断・助言を行います。

(2) 対象者 創業、経営革新等に取り組む中小企業等
※専門家に係る経費（謝金、旅費）の1/3の自己負担が必要です。（経費の2/3はセンターが負担します。）
※派遣回数は原則5回程度となります。

【担当窓口】 公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター 総合支援課
TEL 017-777-4066 FAX 017-721-2514

17 下請取引に関する斡旋を受けたり、相談等をしたいとき

下請取引の円滑化を図るため、主に次の支援を行っています。

(1) 下請取引の斡旋

登録企業の受注ニーズや発注ニーズを募り、条件に合致する取引案件や企業情報等を提供します。

(2) 下請取引に関する紛争等の相談等（下請かけこみ寺）

取引上の悩み相談に相談員や弁護士が対応します。

【担当窓口】 公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター 取引推進課
TEL 017-775-3234 FAX 017-721-2514

18 事業承継に関する相談をしたいとき

「親族や従業員に引き継ぎたい」「後継者がいない」「どんな準備や対策が必要なのか知りたい」「経営者保証を解除したい」といった中小企業者等に対して、無料・秘密厳守で事業承継に関する情報提供や支援機関・専門家と連携した支援を行います。

【担当窓口】 青森県事業承継・引継ぎ支援センター（（公財）21 あおもり産業総合支援センター内）
TEL 017-723-1040 FAX 017-735-5777
E-mail hikitsugi@21aomori.or.jp

19 青森県中小企業再生支援協議会事業

事業の継続に不安を抱えている県内の中小事業者の支援を行っています。

青森県中小企業再生支援協議会は公正中立な公的機関であり、厳しい経済情勢の中で、経営環境が悪化しつつある青森県内の中小事業者の再生への取り組みを強化するため、中小事業者の再生施策を総合的に活用しながら、きめ細かく支援することを目的としています。

- (1) 対象者
 - ① 事業は円滑に行われているが借入金負担等で、全体の資金収支が厳しくなっている方
 - ② 事業存続の見通しはあるものの、事業見直しや複数の金融機関との調整が必要な方
 - ③ 金融機関から事業再生計画を策定するよう求められている方
 - ④ 過剰債務、過剰設備等により財務内容の悪化、生産性の低下等が生じ、経営に支障が生じている、もしくは生じる懸念がある方
- (2) 支援内容
 - ① 経営診断及び適切な中小企業支援機関との連携
 - ② 再生計画の策定支援、金融機関等の調整及び合意形成を図るための支援
- (3) ご相談にあたって
 - ① ご相談にあたっては事前にご連絡ください。
 - ② ご相談に来られた企業名や内容については秘密を厳守いたします。
 - ③ 窓口相談は無料です。ただし、専門家（弁護士・公認会計士・税理士・診断士等）による詳細な調査が必要となった場合は、費用を企業に負担していただくことがあります。

【担当窓口】 青森県中小企業再生支援協議会（（公財）21 あおもり産業総合支援センター内）
TEL 017-723-1021 FAX 017-773-5236

20 青森県経営改善支援センター事業

青森県経営改善支援センターでは、中小企業等経営強化法第26条第1項の規定による経営革新等支援機関（以下、「認定支援機関」という。）に対し、経営改善計画及び早期経営改善計画策定支援に係る中小企業・小規模事業者が負担する費用の一部について、認定支援機関へ費用支払いを行う業務を行っています。

- (1) 対象者
 - ① 経営改善計画策定支援
借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱えており、自ら経営改善計画等を策定することが難しいものの、経営改善計画の策定支援を受けることにより、金融機関からの支援（条件変更や新規融資等）が見込める中小企業・小規模事業者。
 - ② 早期経営改善計画策定支援
資金繰り管理や採算管理など基本的な内容の経営改善の取り組みを必要とする者であって、認定支援機関たる専門家（以下「外部専門家」という。）の支援を受けることにより、資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図などの早期の経営改善計画を策定し、金融機関（メイン行又は準メイン行）へ提出することで、今後の自己の経営について見直す意思を有する者。
- (2) 支援内容
 - ① 経営改善計画策定支援
支払の対象となる費用は、認定支援機関による経営改善計画策定支援に係る費用（計画の策定費用、事業 DD 費用、財務 DD 費用、モニタリング費用等）のうち3分の2を上限とする（最大200万円）。ただし、利用申請時に提出する費用総額（予定）を超えた費用については対象とはしない。
 - ② 早期経営改善計画策定支援
支払の対象となる費用は、外部専門家による早期経営改善計画策定支援に係る費用（計画の策定費用、計画策定後1年を経過した最初の決算時におけるモニタリングに係る費用等）のうち3分の2を上限とする（最大20万円）。ただし、利用申請時に提出する費用総額（予定）を超えた費用については対象とはしない。

【担当窓口】 青森県経営改善支援センター（公益財団法人21 あおもり産業総合支援センター内）
TEL 017-723-1024 FAX 017-773-5236

Ⅳ セミナー・研修・イベント関係

1 起業家育成研修事業

創業支援拠点を設置している市等と連携し、県内において創業・起業に興味・関心のある方や検討している方を対象に、起業準備やビジネスプラン作成方法等を内容とした研修を開催します。

- (1) 内 容 起業に関する基礎知識や起業事例紹介
- (2) 場 所 県内5カ所（黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市及びむつ市等で予定）
- (3) 日 程 5月～（予定）

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

2 医療・介護現場ニーズ勉強会

医療・介護関連機器の製品開発を促進するため、医療・介護従事者が企業等に直接、現場の困りごとや、ニーズを説明する勉強会を開催します。

- (1) 内 容 医療・介護関連機器開発に向けた医療・介護現場ニーズの提供等
- (2) 主な対象 医療・介護関連機器分野への参入を目指す県内中小企業等

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

3 機能性表示食品開発推進事業

健康寿命の延伸に向け、県産食材等を材料とした機能性表示食品等の商品開発・販売を行う県内企業を支援します。

- (1) 内 容 商品開発専門家、機能性表示食品専門家による商品開発、既存商品改良へのアドバイス支援等
- (2) 対 象 者 県内食品加工事業者等（3社程度）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

4 地域ビジネスデジタル化促進事業

市場拡大が見込まれ、かつ県内企業のニーズが高いＡＩ・ＩｏＴを活用した新ビジネス創出に向けた支援を行います。

(1) ＡＩ活用ビジネス事例紹介セミナー

内容 ＡＩの活用により生産性や利益率向上につながった事例の紹介

(2) ＡＩ活用ビジネス研修

内容 ＡＩをビジネスに活用するうえで必要となる基礎知識を習得する研修

(3) サイバーセキュリティ人財育成研修

内容 県内企業のセキュリティスキル向上、製品の信頼性担保を目的とした研修

※日時や場所などの詳細は決まり次第、県ホームページ等でお知らせします。また、内容は変更となる場合があります。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 情報産業振興グループ

TEL 017-734-9418 FAX 017-734-8115

5 知財活用弁理士等派遣事業

県内中小企業等における知財研修や課題解決、地域団体における地域資源のブランド化、教育機関等における知財教育など、知財に関する多様なニーズに対して適切かつ迅速に対応するため、知的財産権制度の専門家である弁理士等を現地に派遣し、知的財産の普及啓発や活用促進を図ります。

(1) 対象者 中小企業、地域団体、教育機関等

(2) 事業内容 弁理士等の派遣に係る経費（謝金、旅費）は、県が負担

弁理士等の知的財産専門家による講義・研修は原則３時間（複数回の派遣可）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）

TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

6 知財活用人財育成強化推進事業（J-PlatPat 講座）

中小企業等の方々を対象に、J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）を利用した意匠、商標の検索方法について、基本操作等を実習形式で学ぶための講座を開設します。

(1) 対象者 中小企業などの実務者等

(2) 開催時期 １０月～１２月（予定）

(3) 開催場所 県内２か所で実施予定（各２回）

(4) 募集期間 ８月～１０月中旬（予定）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）

TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

7 知財活用人財育成強化推進事業（知財総合講座）

中小企業等の知的財産を扱う人財育成の強化を図るため、知的財産権制度の基礎知識から活用方法まで習得できる知財総合講座を開設します。

- (1) 対 象 者 中小企業、教育機関などの実務者等
- (2) 開催時期 8月～10月（予定）
- (3) 開催場所 県内2か所で実施予定
- (4) 募集期間 6月～8月（予定）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

8 知財活用サロンの開催

中小企業の方々を対象に、特許等を活用した新事業の創出、自社の価値を高めるブランド戦略構築、地域資源を活かした地域ブランド構築等を支援する研修会を開催します。

- (1) 対 象 者 県内中小企業等（各会場10社程度）
- (2) 開催時期 10月～（予定）
- (3) 開催場所 県内2箇所で開催予定

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）
FAX 017-734-9417 FAX 017-734-8116

9 あおもり産学官金連携による新ビジネス創発支援事業（認知度向上支援）

独自の技術・ノウハウ等を有し、今後市場への展開が有望な県内企業の成長を支援するため、県外の展示会出展支援等による認知度の向上やマッチング機会の提供等を行います。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ものづくり技術振興グループ
TEL 017-734-9379 FAX 017-734-8115

10 在職者訓練

在職中の労働者の方を対象に、急速な技術の進歩や産業構造の変化等に対応した高度な技能を習得していただくため、短期間の職業訓練を開催します。

(1) 開催場所

県内4ヵ所にある県立職業能力開発校（青森、弘前、八戸、むつ）で開催します。

(2) 訓練コース

2021年度は、県立職業能力開発校4校で計41コースを開催予定です。

訓練内容は、電気工事、土木施工、木造建築、造園、配管など、仕事に必要な知識・技能の向上や資格取得を目的とした内容となっています。

(3) 受講料

受講料は各コースの設定時間によって異なり、12時間までは1コース1,000円、1時間超過毎に100円が加算されます。この他、訓練コースによっては、テキスト代や材料費などを実費で負担して頂く場合があります。

(4) その他

各コースの詳細は、各職業能力開発校のホームページに掲載しています。

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 職業能力開発グループ
TEL 017-734-9415 FAX 017-734-8117

11 UIJターン就職促進加速化事業費

潜在しているUIJターン希望者をweb等により掘り起こし、就職情報を届けるとともに、県内企業とのマッチング機会創出により県内就職を促進します。

- ・ 県公式就職情報サイト「Aomori Job」において、若手社員や注目企業の紹介動画等のコンテンツを掲載します。
- ・ 就職情報と県産品を詰め込んだ「(仮称)あおもりUIJターン就職応援パック」を送付し、継続的な情報提供を行います。
- ・ 県内外の大学の就職担当課と、県内企業との情報交換会を開催します。
- ・ 首都圏等で開催される転職フェアに出展します。

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ
TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117

12 戦略的リクルーティング推進事業

県内企業が学生等に就職の選択肢として認知されるよう、県内企業の地の利を生かした採用活動（接近戦・情報戦）を支援するとともに、採用活動に不可欠となる企業の採用力を地元の学生等の目線で育成します。

（１）顔が見える企業ＰＲ（接近戦）

- ① 緩やかな企業・業界研究の場の設定
地域の学生・社員が気軽に懇談する機会を提供します。
- ② インターンシップの実施
インターンシップマッチング会を実施するとともに、参加企業に対するインターンシップ受入力向上研修を実施します。
- ③ 学内セミナーや保護者会でのＰＲ
大学主催の就職説明会等におけるプレゼン、ブース出展等を実施します。
- ④ 合同企業説明会の開催
新規大学等卒業予定者等を対象に合同企業説明会を開催します。併せて県特設ブースを設置し、あらゆる相談に対応します。
また、働き方改革認証企業などが一目でわかる県内企業情報誌を作成・配付します。

（２）地域性を活用した就職情報発信（情報戦）

- ① 県内就職情報誌の作成
県内の仕事や暮らしの魅力をＰＲする就職情報紙を作成・配布します。
- ② 首都圏大学での情報発信の強化
ＵＩＪターン就職支援センターに「就職コーディネーター」を配置し、首都圏大学での情報発信を強化します。

（３）地元の若者目線による採用力の育成

企業の社員と学生が一緒になって、その企業の採用活動などに関する課題解決に取り組み、企業の気づきと採用スキルの向上につなげます。

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ
TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117

13 若年者の県内定着促進事業

高校生をはじめ、本県の次世代を担う人財を幅広く対象として、県内就職の魅力や県内企業の情報を強力に発信して、若年者の県内定着の促進を図ります。

（１）高校生の県内定着促進に向けた取組

工業高校以外の高校を対象として、学校のニーズに基づいて、県内企業が自社の魅力を直接生徒にＰＲするイベント又は若手社員との座談会を開催するほか、工業高校を対象として、ものづくり企業によるＰＲイベント等を開催します。

（２）将来の県内定着促進に向けた取組

小学生と保護者が県内企業を見学するバスツアーを実施するほか、県内事業所において小学生の職業体験イベント「ジョブキッズあおもり」を開催します。

（３）若年女性の県内定着促進に向けた取組

女子大生や女子高生が、あおもり女子就活・定着サポーターズ「あおもりなでしこ」と県内就職の魅力等について考えるワークショップ等を開催します。

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ
TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117

14 あおもりＩＣＴ施工推進事業

県内において建設ＩＣＴを活用できる人財を育成するため、講習会等を実施します。詳細は決まり次第県ＨＰでお知らせします。

(１) 建設業ＩＣＴ施工講習会の実施

県内建設企業に勤務する施工管理者等を対象に、ＩＣＴ建機メーカーから派遣されたＩＣＴ施工に精通した専属の講師の下、複数日にわたって一連のＩＣＴ施工の作業工程を学ぶ実習型の講習会を実施します。

(２) ＩＣＴ施工活用研修の実施

最新のＩＣＴ建機等を体験できる研修施設へバスツアー形式で参加する研修を実施します。

【担当窓口】 県県土整備部監理課建設業振興グループ

TEL 017-734-9706 FAX 017-734-8178

15 建設技能労働者育成支援事業

特に就業者の減少が懸念される建設技能労働者について、県内建設企業の育成方法や育成環境等の改善が図られるようセミナー等を実施します。詳細は決まり次第県ホームページでお知らせします。

(１) 建設業技能労働者育成セミナーの実施

技能労働者育成に関する意識啓発のための経営者向けセミナーを実施します。

(２) 技能労働指導者育成研修の実施

各企業の指導的立場の中堅技能労働者を対象に、コーチングやコミュニケーション能力の向上を図る研修を実施します。

(３) 指導者育成個別講習の実施

希望する企業等を対象に専門コンサルタントを派遣し、指導者を育成するための個別講習を実施します。

【担当窓口】 県県土整備部監理課建設業振興グループ

TEL 017-734-9706 FAX 017-734-8178

16 2021「青森の正直」商談会

県産農林水産物及び加工品の販路拡大を目的として、県内農林水産団体や食品加工業者が一堂に会し、県内外の多くの食品関係バイヤーに対して、広く青森県産品の魅力を発信する商談会を開催します。

- (1) 開催日時 2021年7月1日(木)
- (2) 開催場所 青森産業会館
- (3) 主催 「青森の正直」商談会実行委員会 <青森県、(公社)青森県物産振興協会、(株)青森銀行、(株)みちのく銀行、(一社)青森市物産協会、(公社)弘前市物産協会、(一財)VISITはちのへ、(公社)下北物産協会、青森県商工会議所連合会、青森県商工会連合会、津軽海峡ブランド商品開発実行委員会、青い森信用金庫、青森県信用組合、東奥信用金庫、日本政策金融公庫青森支店>
- (4) 内 容 県内及び道南地域の農林水産団体、食品加工業者等による商品の展示・参加バイヤーとの商談
- (5) 出展企業 県内及び道南地域の農林水産団体、食品加工業者等
- (6) 参加企業 県内外小売業(量販店、コンビニ、百貨店、スーパー、生協等)、旅館ホテル、レストラン、給食等外食関係者、卸・仲卸業者ほか
- (7) 出展申込 県総合販売戦略課HP「青森のうまいものたち」へ掲載予定の出展申込書に必要事項を記載の上、下記担当窓口あて郵送、FAX、メールで5月19日(水)までに申込。上記主催企業・団体でも申込を受付。

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止とすることがあります。

【担当窓口】 「青森の正直」商談会実行委員会事務局(県農林水産部 総合販売戦略課 宣伝・販売グループ)
TEL 017-734-9607 FAX 017-734-8158

17 風力発電関連業担い手育成事業

県内企業による風力発電に係るメンテナンス業務への新規参入を図るため、県内事業者を対象とした研修を実施します。

- (1) 業務説明会
風力発電業界に係る基本的な知識や、風力メンテナンス業務概要等に係る説明会を実施します。
- (2) 業務体験会
新規参入の検討材料としていただくため、現地でメンテナンス業務の一部を体験する体験会を実施します。
- (3) 風力発電施設体験研修会
風力発電関連産業への就業促進を図るため、県内工業系高校生を対象として、風力発電の基本的な知識の講習や、運転管理業務や実機の見学を行う研修会を実施します。

【担当窓口】 県エネルギー総合対策局 エネルギー開発振興課 環境・エネルギー産業振興グループ
TEL 017-734-9378 FAX 017-734-8213

18 原子力関連研修

原子力関連施設でのメンテナンス業務への県内企業の新規参入や従事する人材の育成を図るため、県内企業を対象とした研修を実施します。(研修内容等詳細については、別途ホームページ等でお知らせします。)

(1) 原子力発電施設等研修事業

原子力発電施設等のメンテナンス業務への参入を図る、又は参入済みの県内企業に対し、従事に必要な知識・技術の習得や資格等の取得につながる研修を実施します。

(2) 原子力関連技術研修事業

メンテナンス業務を中心に、県内企業の原子力施設関連業務への参入を促進するため、基礎的な研修を実施します。

【担当窓口】 県エネルギー総合対策局 エネルギー開発振興課 量子科学振興グループ
TEL 017-734-9725 FAX 017-734-8213

19 中南地域ものづくり企業等若者採用力向上事業

中南地域のものづくり企業等の将来を担う若者の採用力を向上させるため、特にニーズがある新規高卒者の採用に向けた取組の強化とともに、離職率が高い若者の中途採用の促進に取り組む。

(1) 企業と高校生の交流会の開催

OB・OGによる先輩講話のほか、企業担当者と高校生がワールドカフェ形式で地元就職の魅力や暮らし等を話し合い、お互いの理解を深め合う。

(2) 企業向け高卒人財獲得セミナーの開催

管内ものづくり企業等を対象に、高卒採用の現状、高校での就職指導の状況、高卒採用のノウハウ等に関する講演会（第1部）及び高校教諭との情報交換会（第2部）を開催する。

(3) 企業向け中途採用活用セミナーの開催

管内ものづくり企業等を対象に、中途採用の現状やメリット、中途採用のノウハウ等をテーマとしたセミナーを開催する。

【担当窓口】 中南地域県民局 地域連携部 地域支援チーム
TEL 0172-32-2407 FAX 0172-32-2451

20 女子力を活用した「三八の就域モデル」構築支援事業

「三八の就域モデル」を構築するため、就域（※）に対する機運醸成を図るとともに、三八地域の学校に通学する女子目線を活用し、魅力のある充実した生活について情報発信を行い、人財定着と地域振興を図ります。

※「就域」… 地域の中小企業と行政機関等が連携し、街ぐるみで地域に根差す若者の定着支援を行うこと

（１）就域モデルの構築に向けた機運醸成

地域のものづくり企業等に対し、採用競合同士が連携して人財の採用と育成を行うための機運を醸成します。

（２）女子目線による地元の魅力調査、情報発信・共有

地域に通学する女子高生及び女子大生により、地元の魅力調査隊を結成し、グループ毎に行う調査で地元理解を深め、情報発信ツールを作成するとともに、調査した情報を同世代に向け発信します。

（３）地域の若者、親や教員に対する情報発信

高校生及び県外へ就職・進学する若者に、地域への就職の魅力を理解してもらうために、親や教員等に対して情報発信し、人財還流を促します。

【担当窓口】 県三八地域県民局 地域連携部 地域支援チーム

TEL 0178-27-3936 FAX 0178-27-8171

21 産学官金連携人材育成支援事業

人材育成に前向きな企業を支援し、有為な人材の確保と企業の成長発展に貢献するため、産学官金が連携して人材育成研修を実施します。

（１）連携機関

中小企業大学校仙台校、協同組合青森総合卸センター、ポリテクセンター青森 等

（２）対象者

人材育成に取り組む中小企業等の経営者及び管理者並びに中堅・若手社員等の従業員

（３）受講料

研修毎に定められた受講料をお支払いいただきます。なお、当センターの賛助会員には、受講料の助成があります。

【担当窓口】 公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター 総合支援課

TEL 017-777-4066 FAX 017-721-2514

V その他

1 本社機能の移転・拡充に対する支援

本社機能の移転や拡充を行う事業者が、県から「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けることにより、課税等の特例の支援を受けられます。

(1) 支援内容

- ① 中小企業基盤整備機構による債務保証
保証限度額 15 億円
- ② 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例
特別償却又は税額控除の選択
- ③ 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例
増加雇用数に応じて税額控除

(2) 主な認定要件

- ・事務所や研究所、研修所など本社機能を有する施設の移転・整備を行うこと
- ・増加させる常時雇用する従業員が5人（中小企業者は2人）以上であること
- ・施設整備に係る計画期間が県の地域再生計画の計画期間であること
- ・風俗営業等に該当する事業の事業者でないこと

詳細は下記HPをご確認の上、お気軽にお問い合わせください。

本社機能の移転・拡充に対する支援のお知らせ

<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/chiikisaisei.html>

【担当窓口】 県商工労働部 商工政策課 企画調整グループ
TEL 017-734-9366 FAX 017-734-8106
県商工労働部 産業立地推進課 立地推進グループ
TEL 017-734-9381 FAX 017-734-8109

2 ECサイト活用事業者支援事業費

自社に適した販路開拓を自ら行う事業者の育成に向けて、食品分野や非食品分野（クラフトや日用雑貨等）のECサイトを活用した販路開拓に取り組む県内事業者のノウハウ取得を支援します。

(1) ECサイト向けノウハウ取得支援

①講座の開催

ECサイト向けの商品開発や販売先ECサイトの選定方法、新たな販売チャネルにおける販路開拓に向けた講座を開催します。

②成果発表会の実施

(2)の成果発表会を開催し、その事業の成果を広く周知することにより、ECサイトを活用した販路開拓に関心のある県内事業者へノウハウを波及します。

(2) ECサイト活用支援

①専門家による個別指導

ECサイト向けの商品開発や情報発信手法など、各事業者の課題解決に向けて専門家による個別指導を実施します。

②複数のECサイトにおいてテストマーケティング

モールやセレクトショップ等のECサイトにおいてテスト販売を実施します。

③テスト販売結果のフィードバック

テスト販売結果等を参加事業者にフィードバックします。

④ECサイトバイヤーによるアドバイス会議

テスト販売終了後、各ECサイトバイヤー等を県へ招聘し、アドバイス会議を開催します。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 地域資源活用推進グループ
TEL 017-734-9375 FAX 017-734-8107

3 ものづくり企業スマート化促進事業

新型コロナの影響により先行きの不確実性が高まる現状において、県内ものづくり企業が環境変化に対応していくためには、自社の経営戦略に即したスマート化・デジタル化を進め、企業変革力を高める必要があります。本事業では、このような新型コロナの影響で顕在化したものづくり企業の課題を解決するため、意識啓発から具体の導入支援まで一貫して取り組みます。

(1) 企業変革力を高めるための意識啓発

企業変革力を高めるために県内ものづくり企業が取り組む必要がある経営資源の再構成・経営戦略の再構築を促進するフォーラムを開催します。

(2) スマート化・デジタル化に向けた理解促進

セミナーや現場見学会等に加え、出前研修や設備導入診断・助言により、スマート化・デジタル化に関する理解促進を図ります。

(3) スマートものづくりに向けた先端設備（ロボット・IoT・AI）導入支援

先端設備の導入により企業変革力向上に取り組む県内ものづくり企業に対し、導入経費の一部を補助し、スマート化・デジタル化を直接的に後押しします。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 経営支援グループ
TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107

4 地域事業承継促進・後継者育成事業

新型コロナによる県内中小企業への影響を踏まえながら、国の支援事業と連携して、地域主体の事業承継支援体制の強化や経営者の承継意識の向上を図るとともに、後継者候補の人財育成等に取り組むことで県内中小企業の円滑な事業承継を促進します。

(1) 地域主体事業承継支援体制の強化

① 地域事業承継サポートミーティングの実施

県内6地域に事業承継支援に係る情報共有・意見交換の場である「地域事業承継サポートミーティング」を設置し、地域主体の事業承継支援を推進します。

② 地域主体事業承継支援モデルの構築

地域における支援スキルの向上のため、事業承継支援モデルを構築します。

(2) ベンチャー型事業承継の普及

① ベンチャー型事業承継セミナーの実施

若手後継者候補等に対し、ベンチャー型事業承継を普及・促進するセミナーを実施します。

② ワークショップの開催

ベンチャー型事業承継に関するワークショップを開催します。

(3) 承継意識の向上

① 第三者承継フォーラムの開催

県内中小企業や支援機関等に対して第三者承継を啓発するためのフォーラムを開催します。

② 新聞広告・テレビCM等の実施

マスメディアと県広報媒体の活用により、県内中小企業の経営者等の事業承継に取り組む意識を喚起します。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

5 創業・起業スタートアップ支援事業

魅力あふれる多様なしごとづくりや、創業による地域社会への貢献度向上のため、女性・ＵＩＪターナーを対象とした創業の促進や支援プラットフォームの機能強化、地域課題の解決に資する創業事例の創出に取り組めます。

(1) 女性・ＵＩＪターン創業の促進

① 首都圏女性を対象としたＵＩＪターン創業の誘致

県内女性起業家による首都圏への情報発信、創業希望者との交流や県内ショートステイを実施します。

② 女性創業への支援環境の整備

女性起業家等の交流会を開催するとともに、女性インキュベーションマネジャーを配置し伴走型支援を行います。

③ ＵＩＪターン創業のＰＲ

ＵＩＪターン創業事例集の配布や首都圏イベントへの創業者派遣等を行います。

(2) 支援プラットフォーム機能の強化

① 地域インキュベーション体制の確立

(公財) 21 あおもり産業総合支援センターにインキュベーションマネジャーを配置し、県内外での伴走型支援や相談ルームへの派遣を行うとともに、女性インキュベーションマネジャー等を養成します。

② メンター（先輩起業家）を活用した支援環境の整備

メンターを活用し、町村部等での少人数交流会（スタートアップカフェ）を実施します。

③ 合同支援制度説明会の開催

市部で、関係機関等が一堂に会した各種支援制度の説明会を開催します。

(3) 地域課題解決型創業事例の創出支援

県内の地域課題のニーズ・シーズを顕在化し、課題解決に資する創業モデルの提示、事業化の支援を行います。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

6 事業承継税制・金融支援・経営承認借換関連保証の認定

平成29年4月1日から都道府県が事業承継税制（※1）・金融支援（※2）の申請及び認定の窓口になりました。

※1 事業承継税制… 後継者が、非上場の株式等を相続や贈与により取得した場合、相続税・贈与税の納税が猶予・免除される制度。平成31年4月より個人事業者が事業用資産を承継する際の相続税・贈与税を納税猶予する個人版事業承継税制が開始。

※2 金融支援… 株式、事業用資産の取得など、経営の承継に伴い必要となる資金を調達する際に適用される、信用保険法の特例（信用保証枠の拡大）及び株式会社日本政策金融公庫の特例（低利融資）

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

7 レッツBuy あおもり新商品認定事業

新商品開発や新事業創出に積極的に取り組む県内中小企業者等が開発し製造する新商品を県が認定し、レッツBuy あおもり新商品としてPR等に努めることや、当該商品を随意契約により購入することで、新商品開発や販路拡大を支援します。

（1）申請者の要件

次のいずれかに該当し、新商品を開発し製造する方

- ・県内に本店又は主たる事務所を有する者
- ・県内に工場又は事業場を有する者
- ・県内に住所を有する個人

（2）対象商品

- ・概ね5年以内に開発されたものとし、新規性、有益性、実現性等に照らして審査会で認定されます。
- ・医薬品、食品は対象外です。

（3）支援策

- ・（公財）21 あおもり産業総合支援センターによる首都圏販路開拓支援
- ・報道機関への情報提供やホームページにおける商品の紹介
- ・トライアル発注全国ネットワークを通じた情報発信
- ・民間企業とのビジネスマッチング
- ・首都圏等での展示会への出展等への推薦

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 経営支援グループ
TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107

8 台湾ビジネス交流リスタート事業

これまでの台湾とのビジネス交流に関する取組に加え、更に、本県ものづくり企業と台湾企業の技術連携加速化のためのビジネスマッチング機会の拡充と、「あおりPG」のプロモーション強化を行うことで、コロナで落ち込んだ台湾とのビジネス交流の再開・加速化を図ります。

(1) 台湾ものづくり企業技術連携リスタート事業

① 技術連携ビジネスマッチング in 台湾

内容：本県企業と台湾企業の技術連携のためのビジネスマッチングを追加で開催し、技術連携を加速化します。

② WEBビジネスマッチング in 青森

内容：台湾経済団体と連携したWEBビジネスマッチングを開催し、通訳を含めトータルで支援します。

(2) あおりPG台湾ビジネス挑戦事業

① 越境EC・WEBビジネスマッチング

内容：台湾薬事関連法に対応可能な商談マッチング支援者を配置し、越境ECやWEB商談等を中心とした台湾販路拡大を支援します。

② 台湾プロモーション

内容：台湾での「あおりPG」ブランド浸透を図るため、知事による現地プロモーション等を実施します。

③ お土産として選ばれるインバウンド向けPG商品PR強化支援

内容：現地インフルエンサーを招聘し、効果的な情報発信の検討等を実施します。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ものづくり技術振興グループ
TEL 017-734-9379 FAX 017-734-8115
〃 ライフイノベーション推進グループ
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

9 デザイン等知財活用製品開発促進事業

意匠法改正をビジネスチャンスととらえ、デザイン（意匠）・技術（特許）等を活用した製品開発を知財面から支援し、県内企業の競争力強化及び新事業等の創出を促進します。

(1) 専門家等との連携によるデザイン活用製品開発支援事業

企業が保有する潜在的なデザイン（意匠）保護を支援するとともに、クリエイターなどの専門家や支援機関と共にチームで支援することにより、企業デザイン力を向上させ、デザイン（意匠）を活用した製品開発につなげます。

(2) 高付加価値製品の海外進出に対する伴走支援事業

デザイン（意匠）・技術（特許）の視点を取り入れた高付加価値製品の海外（台湾等）進出を知財面から支援します。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

10 新事業等創出セミナー開催事業

知的財産及び知的財産による新事業等の創出に対する理解と関心を深めるため、事業者、大学等研究機関、金融機関及びその他関係機関を対象としたセミナーを開催します。

※関係事業

- ・知的財産活用新事業創出推進事業
- ・デザイン等知財活用製品開発促進事業など

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

11 青森県内企業と台湾企業とのビジネス交流スタートアップ支援

平成30年12月に「イノベーション・ネットワークあおもり」と「台日商務交流協進会」及び「台北市進出口商業同業公会」との間に締結した経済交流覚書に基づき、青森県と台湾の経済発展に向けてビジネス交流に関する支援を行います。

(1) 概要

青森県企業又は台日商務交流協進会及び台北市進出口商業同業公会会員企業が、日台企業間のビジネス交流を希望する場合、以下の支援を行います。

- ① 面談候補企業の選定 ② 面談日程の調整（初回のみ）
- ③ 打合せスペースの提供 ④ 通訳サービスの提供（初回顔合わせのみ）
- ⑤ 事務局の同行（初回のみ）

(2) 費用

本支援に係る費用は原則として無料です。

ただし、通訳サービスの提供については初回顔合わせ時のみとし、2回目以降継続したやりとりが発生した場合は、通訳の確保・負担等は各企業にご対応いただきます。

（上記③④について、台北市進出口商業同業公会有料）

＜台日商務交流協進会＞

日台企業間のビジネス交流の促進に向け、多角的な支援を展開する団体。台湾中小企業を中心として会員数116名。

＜台北市進出口商業同業公会＞

貿易の発展・拡大を目的とした多くの活動を展開する民間企業団体。台北市及びその周辺都市を中心に会員企業約6,000社。

詳しくはホームページをご覧ください。

https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/taiwan_business_startup.html

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ものづくり技術振興グループ
TEL 017-734-9379 FAX 017-734-8115

12 台湾連携ものづくり・新ビジネス創出事業

グローバルな視野による県内企業のイノベーションの創出や競争力強化を図るため、台湾での交流会やビジネスマッチングの実施に加え、継続的な技術マッチング・企業支援を行います。

(1) 台湾とのネットワーク構築事業

県内企業の経営者や中核的人材を台湾に派遣し、台湾との連携による新たな事業展開や技術開発の促進に向けたネットワーク形成を図ります。

- ・内 容 現地の工場の訪問調査・情報交換、現地企業人との人脈形成等
- ・手 法 県内の誘致企業関連の海外現地法人、台湾経済団体・専門機関等の協力を得て実施

(2) 台湾技術連携支援事業

① 技術連携マッチング事業

（公財）21 あおもり産業総合支援センターコーディネーターが台湾のビジネス情報、台湾企業の技術ニーズ等を県内中小企業へ訪問により紹介し、今後の台湾への事業展開意向確認と台湾企業とのビジネスマッチング支援を行います。

② 台湾デザイン市場開拓事業

（地独）青森県産業技術センターの商品企画支援ツール「台湾版V-Cup」を活用し、ECサイトと連動した企画展及びテスト販売を通じて、県内製品のデザイン改良を推進し、県内企業の台湾進出を支援します。

(3) 情報関連産業ネットワーク構築事業

県内の情報関連企業を台湾に派遣し、今後の情報産業関連ビジネスの創出に向けたネットワークの構築を促進します。

- ・内 容 台湾の情報関連団体との交流会、関連企業訪問マッチング

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ものづくり技術振興グループ
TEL 017-734-9379 FAX 017-734-8115
" 情報産業振興グループ
TEL 017-734-9418 FAX 017-734-8115

13 テレワーク普及促進事業

県内企業のテレワークを活用した新しい働き方を普及するほか、県外企業の本県でのテレワークを促進し、ＩＴ人財の移住やＩＴ関連企業の進出を推進する。

- (１) 県内企業等テレワーク導入
テレワークに意欲的な県内企業等に対してＩＴの専門家を派遣し、テレワークの導入を支援します。
- (２) 県外企業の本県テレワーク促進
本県でのテレワークを検討している県外在住者や所属する県外企業等を対象として、本県でのテレワーク体験や継続的なフォローアップを実施し、本県テレワークを促進します。
- (３) ＩＴテレワーク人財交流促進
首都圏のＩＴ従事者を対象に県内ＩＴ企業やＩＴ人財とのマッチング交流会を開催するとともに、テレワーク等によりＵＩＪターンした県内のＩＴ人財同士の交流を推進し、ＩＴテレワーク人財のコミュニティづくりを促進します。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 情報産業振興グループ
TEL 017-734-9418 FAX 017-734-8115

14 地域ビジネスデジタル化促進事業

県内産業の更なるＩＴ・ＩｏＴ化及び情報産業の活性化を目的に、県内企業による新たなＩｏＴビジネスモデルの実証等を行う。

- (１) 高度ＩｏＴ関連技術活用による先進的実証
県外ＩＴ事業者と連携し、新商品や高付加価値商品の開発に取り組むＩｏＴ実証を実施
- (２) 県内企業の経営課題を解決するＩｏＴ実証
県内ＩＴ事業者と県内フィールド提供事業者が連携して経営課題を解決するためのＩｏＴ実証を実施
- (３) 中小企業のＩｏＴ導入技術支援
ポストコロナに向けて必要となるＩｏＴ技術を県内企業に普及するための技術支援を実施

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 情報産業振興グループ
TEL 017-734-9418 FAX 017-734-8115

15 あおもり超スマート社会形成推進事業

５Ｇ等の新たなＩＴイノベーションの活用により、本県の地域社会が抱える課題を解決する先駆的な取組を実施し、あおもり超スマート社会の形成を推進します。

- (１) ５Ｇによる社会課題解決型ビジネス創出事業
５Ｇ通信事業者と県内事業者の連携により、県内をフィールドとして新ビジネス創出に向けた実証を実施
- (２) シェアリングエコノミーによる労働力不足対策事業
本県で深刻化している社会課題である労働力不足に対応するため、急速に普及が進むシェアリングエコノミーの考え方を活用した実証を実施

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 情報産業振興グループ
TEL 017-734-9418 FAX 017-734-8115

16 産地で作る冷凍食品産業振興事業

県産農産物を産地で冷凍する優位性をセールスポイントとした高品質な冷凍食品の開発により、食品産業の新分野の成長を図ります。

(1) 推進体制の整備による商品開発

① 産地フレッシュ生産体制の構築

県産農水産物を産地で冷凍する「産地フレッシュ」の冷凍食品を開発するため、産地から加工、販売まで一体となった推進体制を構築

② 生産の推進

冷凍向け高品質野菜等の生産技術の確立

③ 冷凍技術の開発

県産農水産物に適した品目ごとの冷凍技術の開発

(2) 産業振興に向けた進行管理

① 県内関係者に対する情報提供

本事業の取組内容及び成果情報等を関係者と共有

② 試作品の開発

試作品を開発し求評を得ることで商品開発へ活用

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 食品産業振興グループ

TEL 017-734-9456 FAX 017-734-8158

17 ニーズ対応型フロースンフーズ創出事業

冷凍食品の国内市場拡大を踏まえ、県産農水産物を活用して現在の消費者等ニーズにあった冷凍食品の開発を図るため、県内食品加工業者に対し専門家を含めた緊急的かつ濃密な支援を実施します。

(1) 実需者ニーズに応えたフロースンフーズの商品企画と開発促進

① 実需者のニーズ収集

大手量販店等へのヒアリングによる商品企画案の作成

② 食品加工業者に応じた商品企画シートの作成と商品試作

県内の食品加工業者が冷凍食品を製造するに当たり、収集したニーズを現状の設備・能力等で製造可能な商品づくりの実施

(2) 開発したフロースンフーズの求評活動とブラッシュアップ支援

① 販売関係者、消費者等への求評活動

販売関係者及び消費者等への求評を行い、この評価をもとに試作品をブラッシュアップ

② 展示商談会等への出展支援

業界関係者に対する求評を行うための展示商談会への出展を支援

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 食品産業振興グループ

TEL 017-734-9456 FAX 017-734-8158

18 あおもり食品産業強化サポート事業（ビジネスチャンス拡大対策）

県外の中食・外食業者等を対象とした本県ならではの業務用食品の提案型セールス活動を展開しながら、取引先のニーズを把握し、県内食品加工業者とのマッチングを支援します。

- （１）県内食品事業者と県外中食・外食業者等のマッチング支援
食品事業者の販路開拓力向上に向け、県外の中食・外食事業者等に対するセールス活動支援や、バイヤーの産地招請、産地商談会を実施
- （２）あおもり食産業支援サイトの運営
食品加工事業者の商品紹介、業務用食材のデータベースなどの情報をインターネットサイトで提供

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 食品産業振興グループ
TEL 017-734-9456 FAX 017-734-8158

19 トップブランド商品創出事業

本県ならではの食材を活用した本県を代表するトップブランド商品の創出に向けて、継続的に商品開発に取り組む意欲のある食品製造業者に対し、商品開発のコンセプトやターゲットの設定から試作品開発までの包括的な取組を支援します。

- （１）対象者 県内食品製造業者
- （２）内 容
 - ① 県内事業者へのヒアリング調査
商品開発や首都圏への販路開拓に意欲的な食品製造業者に対し、直近の販売状況や直面している問題・課題等をヒアリングし、動向を把握
 - ② 商品開発アドバイスの実施
食品製造業者を３事業者程度公募し、首都圏のマーケットに精通した専門家により、商品開発で重要となるコンセプト・ターゲットの設定や商品設計等について、事業者ごとの個別課題に応じたきめ細やかなアドバイスを実施
- （３）募集方法
２０２１年４～５月に公募予定（総合販売戦略課のホームページに掲載）

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 ブランド推進グループ
TEL 017-734-9573 FAX 017-734-8158

20 企業の農業参入に対する支援

農業の多様な担い手を確保するため、企業等の農業参入を推進するとともに、既に農業参入している企業等の農業経営の安定に向けた取組を支援します。

(1) 企業農業参入研修会の開催

開催時期 2021年12月(予定)

開催内容 ① 県内外の優良事例発表・講演等

先進的な農業参入企業や農業経営者、コンサルタント等の専門家による事例発表や講演を行います。

② 関連施策の紹介

農業参入に役立つ関連施策(農地中間管理事業、融資制度等)について情報提供を行います。

(2) 相談窓口の設置

構造政策課及び各地域県民局に相談窓口を設置し、農業参入に関心のある企業からの相談に随時対応しており、必要に応じ栽培技術や支援制度等について助言・指導を行います。

【担当窓口】 県農林水産部 構造政策課 農地活用促進グループ

TEL 017-734-9462 FAX 017-734-8136

21 東アジアDX対応型輸出拡大支援事業

DXの進展に対応した取組を強化し、ECサイトでのデータ等を活用した県産品の販売戦略のPDCAによる、県産農林水産品等の輸出額・輸出量の増加、「青森ブランド」の確立を目指します。

(1) 現地ビジネスマッチング・フォローアップ強化事業

・現地コーディネーターによるオンライン等を活用した商談マッチングを行います。

(台湾・香港・中国)

(2) 現地越境EC企業等連携型PR・市場分析事業

・レストランなどの実店舗と現地ECサイトとの連携によるPRを行います。(台湾・香港)

・TECOグループと連携しFOOD台北等に出店します。(台湾)

・ECサイトからのデータを活用した県産品に係る販売戦略のPDCAを行います。(台湾・香港)

(3) 越境ECバイヤービジネスネットワーク強化事業

・現地ECバイヤー等を本県に招請し、商談会や産地訪問を行います。(台湾・香港)

(4) 商談マッチング支援事業

・現地バイヤー等を対象とした現地商談会を開催します。(香港)

(5) 体験型オンラインプロモーション事業

・酒蔵での実演販売など、BtoC向け体験オンラインプロモーションを行います。(台湾)

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ

TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

22 韓国誘客対策強化事業

北東北三県及び北海道合同によるソウル事務所を活用して、韓国市場をターゲットした県内企業の販路開拓・拡大を支援します。

(1) バイヤー招請事業

県産品への理解を深めてもらうため、韓国からバイヤーを招請して、県内企業を訪問し、産地視察や個別商談等を行います。

(2) 商談会開催事業

ソウル市内において、現地バイヤー等との商談会を開催します。

(3) 販路開拓支援事業

韓国企業にサンプル品を提供するなどし、本県物産品のPRや韓国市場におけるニーズの把握を行います。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ

TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

23 あおもりビジネス海外展開推進事業

ものづくり企業（※）の幅広い海外取引や新たな海外ビジネスの実現のため、マッチング機会の創出等やフォローアップ・サポート体制の構築、現地でのスタートアップ支援を行い、更なる海外ビジネスの取組を支援します。

※県内ものづくり企業・・・県内で製造又は主たる加工がなされた工業製品（食料品、飲料・たばこ以外の製品）を製造・販売する企業

（１）県内中小企業海外展開 PR・サポート事業

工業製品や食品以外の幅広い商品の台湾・ベトナムへの輸出に向けて、ものづくり海外取引拡大アドバイザーを設置し、海外企業との商談支援やフォローアップを実施するとともに、県産品の輸出以外の新たな海外ビジネス展開に向けて、対応する専門家による相談支援を行います。

（２）海外バイヤー招請ビジネスツアー開催事業

これまで交流のある台湾ものづくり企業等とのネットワークを最大限活用し、本県企業との商談に意欲のある台湾企業を本県に招せいで、商談と企業訪問を組み合わせたビジネスツアーを実施する。

（３）現地商談マッチング・フォローアップ支援事業

県内中小企業の関心が高い台湾及び台湾とのつながりが深いベトナムにおいて、現地商談会を開催します。現地商談後は、引き続き、現地コーディネーター等と連携しながら、オンラインでの商談や代理店商談等によるフォローアップを実施します。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

24 東南アジア有望市場販路拡大事業

県内企業の東南アジアへの輸出拡大を支援するため、商談機会の提供やビジネスパートナーの発掘、安定的な商流確立への支援を行います。

（１）タイ販路拡大事業

- ・ビジネスパートナーとして有望な店舗において、物産と観光が連携した物産展を実施することにより、「青森」ブランドを定着させ、輸出とインバウンド拡大の相乗効果を図り、県内企業の販路開拓・拡大を支援します。
- ・高級日本食店や居酒屋など複数店舗で同時期に県産品メニューを提供する青森フェアを開催し、県内企業の販路開拓・拡大を支援します。

（２）カンボジア県産品可能性調査事業

- ・信頼あるパートナーと連携し、現地富裕層等を対象とした試食求評会等を実施します。

（３）シンガポール販路拡大事業

- ・シンガポールのバイヤー等を対象とした商談会と、県内企業が現地企業を直接訪問して具体的な商談を促進する企業訪問ツアーを一体的に実施し、県内企業の販路開拓・拡大を支援します。

（４）ベトナム販路拡大事業

- ・ベトナムにビジネスネットワークを有する企業を通じて、現地情報の収集やビジネスマッチングを行い、県内企業の販路開拓・拡大を支援します。
- ・ベトナムのバイヤー等を対象に、商談会と県内企業が現地企業を直接訪問して具体的な商談を促進する企業訪問ツアーを一体的に実施し、県内企業の販路開拓・拡大を支援します。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

25 中小企業経営革新支援事業

青森県では、「中小企業等経営強化法」に基づき、経済的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新を支援することにより、中小企業の創意ある向上発展に資することを目的として「中小企業経営革新支援事業」を実施しています。

(1) 法律の適用 「中小企業等経営強化法」の適用を受けるのは、以下の中小企業者又は組合等です。

○製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	資本金3億円以下又は従業員300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	資本金3億円以下又は従業員900人以下
○卸売業	資本金1億円以下又は従業員100人以下
○サービス業（下記以外）	資本金5千万円以下又は従業員100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金3億円以下又は従業員300人以下
旅館業	資本金5千万円以下又は従業員200人以下
○小売業	資本金5千万円以下又は従業員50人以下

事業協同組合、協業組合、企業組合等の組合及び組合連合会も対象になります。

(2) 支援の受け方

手続きに従い、「経営革新計画」を作成し、青森県知事の承認を得る必要があります。計画期間又は事業期間3年から5年間（研究開発期間を含む場合は最大8年間）

① 経営革新計画の内容

承認の対象となる経営革新計画の内容としては、新たな取組みによって当該企業の事業活動の向上に大きく資するものであり、概ね以下の5種類に分類されます。

- ・ 新商品の開発又は生産
- ・ 新役務の開発又は提供
- ・ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ・ 役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

② 経営革新計画の経営目標について

経営革新計画として承認されるためには、下記のア、イの基準のいずれにも適合することが必要です。

ア 付加価値額の向上

付加価値額又は1人当たりの付加価値額のいずれかについて、計画の最終年度までの伸び率が次の一定基準を超える伸びを示していることが必要です。

- ・ 3年間の計画の場合 9%以上
- ・ 4年間の計画の場合 12%以上
- ・ 5年間の計画の場合 15%以上

※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

一人当たりの付加価値額＝付加価値額／従業員数

イ 給与支給総額の向上

給与支給総額について、計画の最終年度までの伸び率が次の一定基準を超える伸びを示していることが必要です。

- ・ 3年間の計画の場合 4.5%以上
- ・ 4年間の計画の場合 6.0%以上
- ・ 5年間の計画の場合 7.5%以上

給与支給総額＝役員報酬＋給料＋賃金＋賞与＋各種手当

各種手当には、残業手当、休日手当、家族（扶養）手当、住宅手当等を含み、給与所得とされない手当（退職手当等）及び福利厚生費は含みません。

(3) 支援策の概要

申請した経営革新計画が承認された場合、以下の支援措置が利用できます。

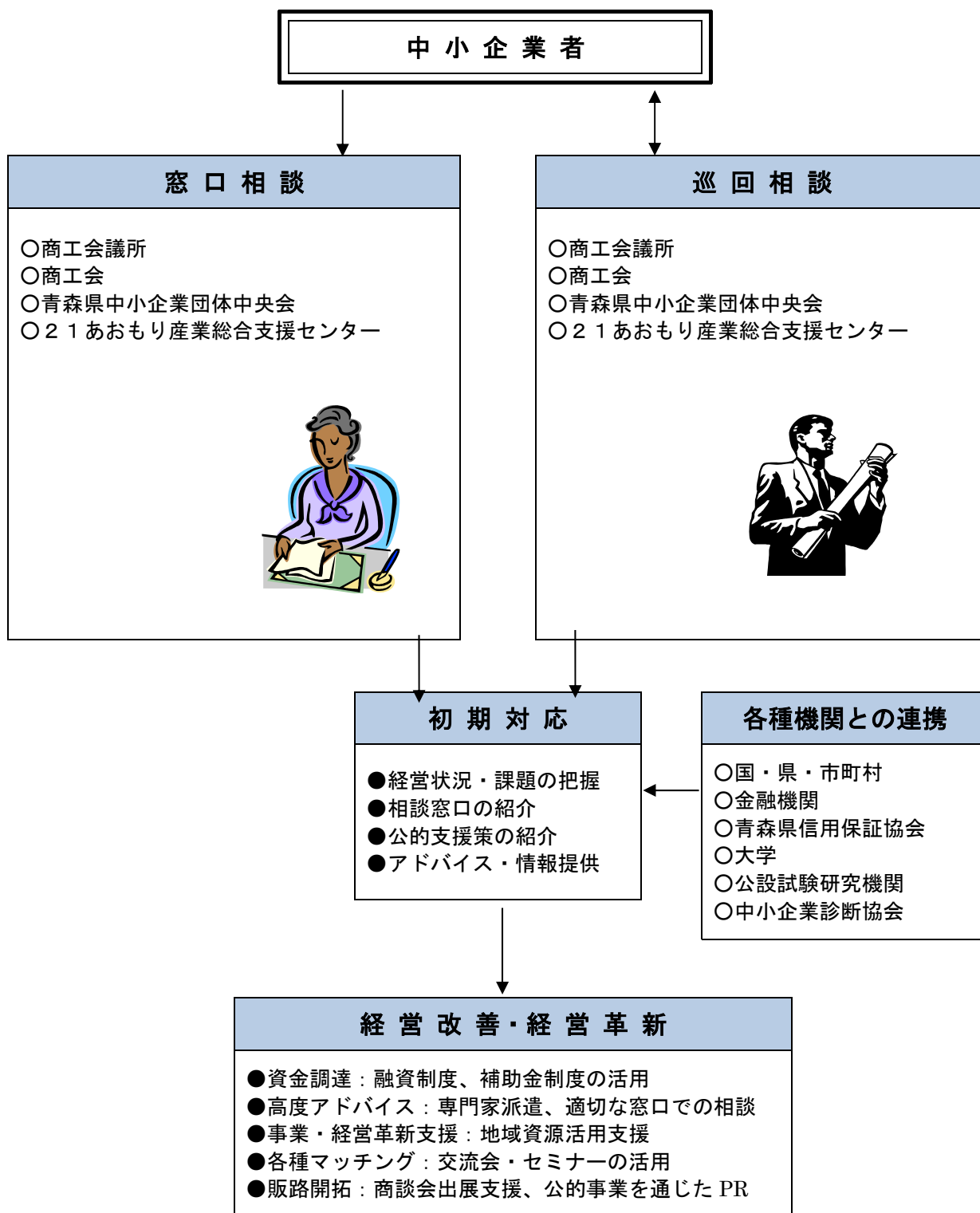
- ① 政府系金融機関による低利融資制度
- ② 「選ばれる青森」への挑戦資金（県の制度融資）
- ③ 中小企業信用保険法の特例（信用保証の特例措置）
- ④ 中小企業投資育成株式会社法の特例
- ⑤ 高度化融資制度
- ⑥ ベンチャーファンドからの投資
- ⑦ 特許関係料金減免制度
- ⑧ 販路開拓コーディネーター事業
- ⑨ 日本政策金融公庫法の特例（スタンドバイクレジット）
- ⑩ 貿易保険法の特例（※）

※海外展開による経営革新の場合のみ対象となります。

なお、支援措置については、承認をうけた後それぞれの支援機関等の審査が必要となります。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 経営支援グループ
TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107

◎ 中小企業者の経営相談フロー



VI 東日本大震災に係る支援策

【被災中小企業者向け相談窓口等】

1 経営・金融及び雇用支援相談窓口

東日本大震災で被害又は影響を受けた県内中小企業の事業再建、経営安定、雇用支援等に係る相談に応じるため、関係機関において常設相談窓口を設置しています。

このうち、「青森県産業復興相談センター」（青森市）では、震災からの復興の可能性のある中小企業者に対し、窓口相談対応のみならず再生計画策定支援などを行い事業再生促進に努めています。

（１）経営・金融相談

		住 所	電話番号
日本政策金融公庫	青森支店	青森市長島 1-5-1	017-723-2331
	弘前支店	弘前市大字上鞆師町 18-1 弘前商工会議所会館	0172-36-6303
	八戸支店	八戸市大字馬場町 1-2	0178-22-6274
商工組合中央金庫	青森支店	青森市長島 2-1-7	017-734-5411
	八戸支店	八戸市大字八日町 40-2	0178-45-8811
県信用保証協会	青森営業所	青森市新町 2-4-1 県共同ビル 4 階	017-723-1353
	弘前支所	弘前市上鞆師町 18-1 商工会議所会館 3 階	0172-32-1331
	八戸支所	八戸市堀端町 2-3 商工会館 1 階	0178-24-6181
	五所川原支所	五所川原市東町 17-5 商工会館 4 階	0173-35-4121
	十和田支所	十和田市西二番町 4-11 商工会館 4 階	0176-23-4331
	むつ支所	むつ市中央 1-4-6	0175-22-1204
商工会議所	青森商工会議所	青森市新町 1-2-18	017-734-1311
	弘前商工会議所	弘前市上鞆師町 18-1	0172-33-4111
	八戸商工会議所	八戸市堀端町 2-3	0178-43-5111
	黒石商工会議所	黒石市市ノ町 5-2	0172-52-4316
	五所川原商工会議所	五所川原市東町 17-5	0173-35-2121
	十和田商工会議所	十和田市西二番町 4-11	0176-24-1111
	むつ商工会議所	むつ市小川町 2-11-4	0175-22-2281
	県商工会連合会	青森市新町 2-8-26	017-734-3394
県内各商工会		県商工会連合会のホームページをご覧ください。	
県商工政策課		青森市長島一丁目 1-1	017-734-9368
県地域産業課		青森市長島一丁目 1-1	017-734-9373
21 あおもり産業総合支援センター		青森市新町二丁目 4 番 1 号	017-777-4066
青森県産業復興相談センター		青森市新町二丁目 4 番 1 号	017-752-9225

(2) 雇用支援相談

		住 所	電話番号
青森労働局総合労働相談コーナー		青森市新町 2-4-25 青森合同庁舎 8 階 青森労働局雇用環境・均等室内	017-734-4211
労働基準監督署	青森総合労働相談コーナー	青森市長島 1-3-5 青森第 2 合同庁舎 8 階	017-734-4444
	弘前総合労働相談コーナー	弘前市南富田町 5-1	0172-33-6411
	八戸総合労働相談コーナー	八戸市根城 9-13-9 八戸合同庁舎 1 階	0178-46-3311
	五所川原総合労働相談コーナー	五所川原市唐笠柳字藤巻 507-5 五所川原合同庁舎 3 階	0173-35-2309
	十和田総合労働相談コーナー	十和田市西二番町 14-12 十和田奥入瀬合同庁舎 3 階	0176-23-2780
	むつ総合労働相談コーナー	むつ市金谷 2-6-15 下北合同庁舎 4 階	0175-22-3136
県内各ハローワーク	青森安定所	青森市中央 2-10-10	017-776-1561
	八戸安定所	八戸市沼館 4-7-120	0178-22-8609
	弘前安定所	弘前市大字南富田町 5-1	0172-38-8609
	むつ安定所	むつ市若松町 10-3	0175-22-1331
	野辺地安定所	上北郡野辺地町字昼場 12-1	0175-64-8609
	五所川原安定所	五所川原市敷島町 37-6	0173-34-3171
	三沢安定所	三沢市桜町 3-1-22	0176-53-4178
	十和田出張所	十和田市西二番町 14-12 十和田奥入瀬合同庁舎	0176-23-5361
	黒石安定所	黒石市緑町 2-214	0172-53-8609

2 青森県産業復興相談センター事業

東日本大震災により甚大な被害を受けた事業者の再開や事業再生を支援するために、平成23年12月19日に設置された公的機関による国の委託事業です。

現在は、中小企業再生支援協議会との一体化により、機動的かつ迅速な相談体制を確立し、再生計画策定支援を行っているほか、他の関係機関との連携強化を図りながら、県内企業の経営上の広範な内容の相談に対応しています。

- (1) 目的 東日本大震災による被災企業を含む県内中小企業を対象とした総合的な相談窓口及び常駐専門家の設置により、中小企業者の事業再生に向けた取組みを支援し、迅速な地域経済の活力の再生を図ることを目的としています。
- (2) 対象者 震災からの復興の可能性のある中小企業者を含め、積極的に経営改善に努めようとする事業先を対象とします。
- (3) 支援内容 経営改善に向けたアドバイスや幅広いサポートを行います。
 - ・ 信用保証制度や制度融資等の支援施策のご案内
 - ・ 外部専門家や関係支援機関のご紹介
 - ・ 中小企業再生支援協議会と連携した事業再生、経営改善支援
 - ・ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構との連携による旧債務の整理等、事業再生支援（ただし、八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町に事業所を有する事業者に限られます。）

【担当窓口】 青森県産業復興相談センター（公益財団法人21あおもり産業総合支援センター内）
TEL 017-752-9225 FAX 017-773-5236

Ⅶ 新型コロナウイルス感染症に係る支援策

1 新型コロナウイルス感染症による離職者等就労支援事業

新型コロナウイルス感染症の拡大により停滞した地域経済の再起を図るため、県内事業者が離職者等を雇用するために広告媒体を利用する事業に要する経費の一部を補助します。

(1) 対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等について、資格や職務経験を問わず、県内事業所での正規雇用の募集を行うために広告媒体を利用する事業。

(2) 対象経費

広告媒体（新聞広告、就職情報サイト、求人情報誌、チラシ）への求人情報の掲載等に係る費用。

(3) 補助率

人手不足の業種 3分の2

※福祉、建設、警備、運輸分野の対象職種に限る

その他の業種 2分の1

(4) 補助上限額

50万円

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ
TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117

新型コロナウイルス感染症の影響により 経営の安定に支障を生じている県内中小企業の方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている県内中小企業者を支援するため、経営安定化サポート資金の「災害枠」に「令和2年新型コロナウイルス感染症」を指定し、資金繰りを支援しておりますのでご活用ください。

ご利用いただける方

次のいずれにも該当する方

- (1) 県内に事業所を有する中小企業者であること
- (2) 県が指定する災害等※により経営の安定に支障を生じているもの
(事業開始後1年未満の方を含む)
※令和3年4月1日から令和4年3月31日まで「令和2年新型コロナウイルス感染症」を指定しています。

ご融資の条件

■融資限度額	3,000万円
■融 資 利 率	融資期間3年以内：固定年0.9% 融資期間3年超：固定年1.1%
■融 資 期 間	10年以内（うち据置2年以内）
■担 保	必要に応じて徴求
■保 証 人	原則として法人の方は代表者のみ、個人の方は不要
■保 証 料 率	原則年0.45～1.90% セーフティネット保証4号 0.95% セーフティネット保証5号 0.86% 危機関連保証 0.80%

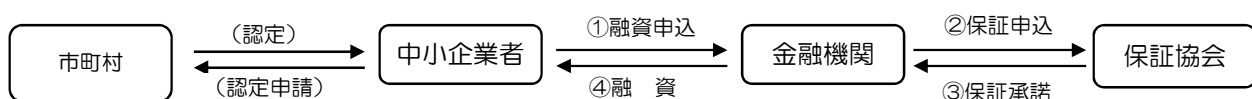
信用保証料補助

次のいずれにも該当する場合は、県が保証料の30%を補助します。
また、一部の市町村では、県の保証料補助に加えて、保証料を補給します。

- (1) 経営安定化サポート資金「災害枠（令和2年新型コロナウイルス感染症）」を利用すること
- (2) セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、危機関連保証のいずれかの保証制度を適用すること

融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。



融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。
ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。なお、セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証※を利用することにより、通常の信用保証枠とは別枠の保証を受けることができます。
※セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の利用にあたっては、市町村の認定を受ける必要があります。

- 取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（保証業務課）
青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368
- 県HP：<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

新たな雇用に取り組む県内中小企業者の方へ

県では、特別保証融資制度「選ばれる青森」への挑戦資金において、新たな雇用に取り組む県内中小企業者を最優遇金利により支援しておりますのでご活用ください。

ご利用いただける方

次のいずれかに該当する県内中小企業者（創業する者を含む）

- ① 常時使用する従業員（雇用期間の定めがない正社員）を2人（新規学卒者など一定の要件に該当する場合（※1）は1人）以上雇用する計画の事業を行う方
- ② 創業や新商品開発など県が推進する前向きな取組（※2）で、かつ、①に掲げる雇用条件を満たす計画の事業を行う方

【 融資実行後原則6ヶ月以内に雇用し、かつ1年以上継続して雇用すること、及び法律上義務づけられている労働保険及び健康保険の加入が条件となります。】

（※1） 一定の要件に該当する場合は、新規学卒者のほか、障害者、中高年非自発的離職者、新型コロナウイルス感染症関連離職者を正規職員として再雇用する場合又は小規模企業者が雇用する場合が該当します。

（※2） 詳しくは『「選ばれる青森」への挑戦資金のご案内』チラシ、または要綱・取扱要領でご確認ください。

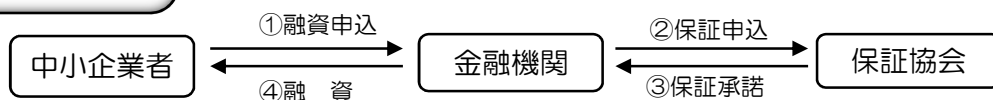
ご融資の条件

- 融資限度額 1億円
- 融 資 利 率 ①年1.1%
②年0.9%（3人以上雇用する場合は年0.7%）
- 融 資 期 間 運転10年以内（うち据置2年以内）、設備15年以内（うち据置3年以内）
- 担 保 必要に応じて徴求
- 保 証 人 原則として法人の方は代表者のみ、個人の方は不要
- 保 証 料 率 原則年0.45～1.90%
（担保の有無等に応じた割引制度や、特別な保証料率が適用される場合有り）

利用後のお約束

- 融資実行後の雇用状況を確認するため、雇用開始時及び雇用開始後1年経過時点で、県（商工政策課）に対して、すみやかに雇用状況を報告することが義務付けられています。
※雇用開始後すみやかに提出する書類 ※1年経過後すみやかに提出する書類
- ① 常用従業員雇用状況報告書（所定の様式） ① 常用従業員雇用状況報告書（所定の様式）
- ② 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し ② 賃金台帳の写し
- ③ 雇用契約書（又は労働条件通知書）の写し ③ 直近の労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ④ 健康保険証の写し
- ⑤ 直近の労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ⑥ 新規学卒者等、一定の要件の者を雇用した場合は、それを証明する書類（卒業証明書など）
- 万一、雇用の要件を満たさない場合や、雇用状況の報告を怠った場合には、当初の融資利率が変更される（引き上げられる）こととなりますので、ご注意下さい。

融資の手続き

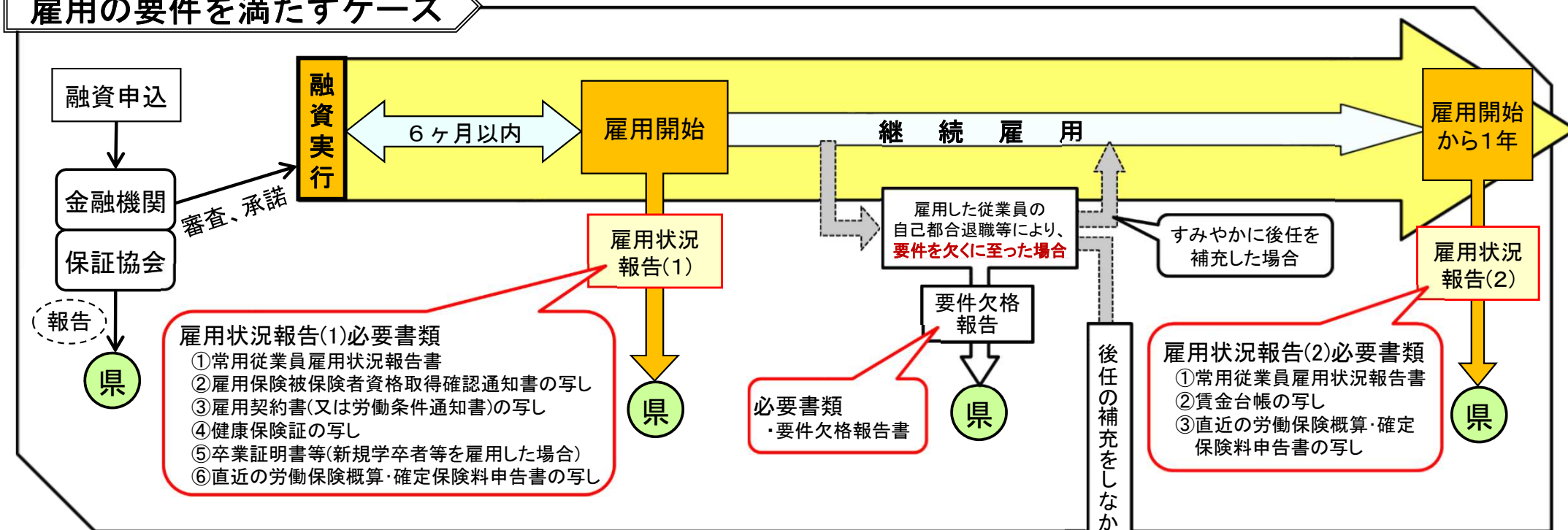


融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。
ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

- 取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（保証業務課）
青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368
- 県HP：<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kenyuusi.html> 青森県融資制度 検索

「選ばれる青森」への挑戦資金(雇用創出計画)における雇用スキーム(イメージ図)

雇用の要件を満たすケース



雇用の要件

- ① 正社員として雇用すること
(雇用期間の定めがないこと)
- ② 労働保険及び健康保険に加入すること
- ③ 融資実行後原則6ヶ月以内に雇用し、雇用開始後1年以上継続して雇用すること
- ④ 雇用開始後及び雇用開始から1年経過後、すみやかに雇用状況を県に報告すること

雇用の要件を欠いた場合

